

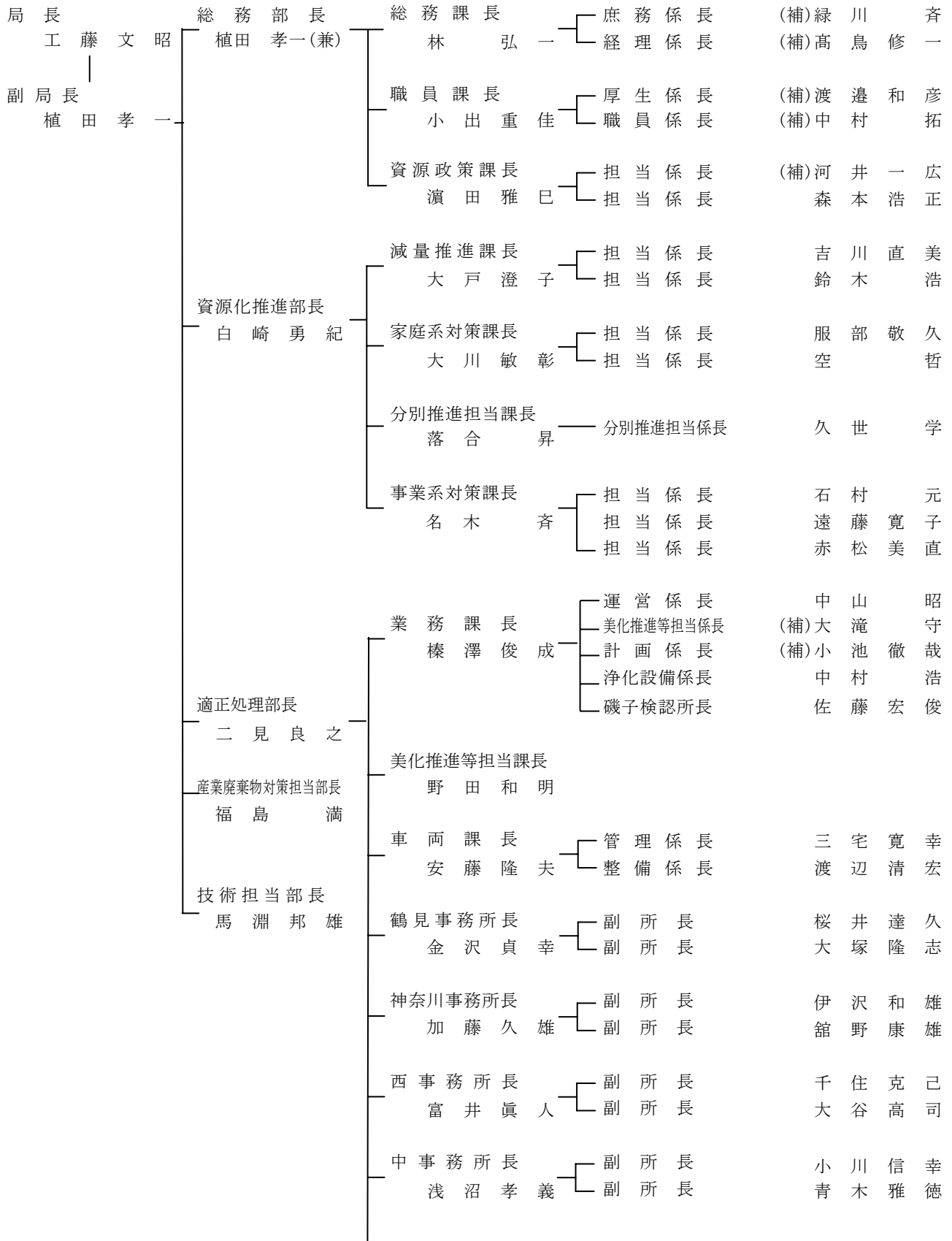
機構図及び事務分掌

平成19年5月17日

資源循環局

資源循環局組織図

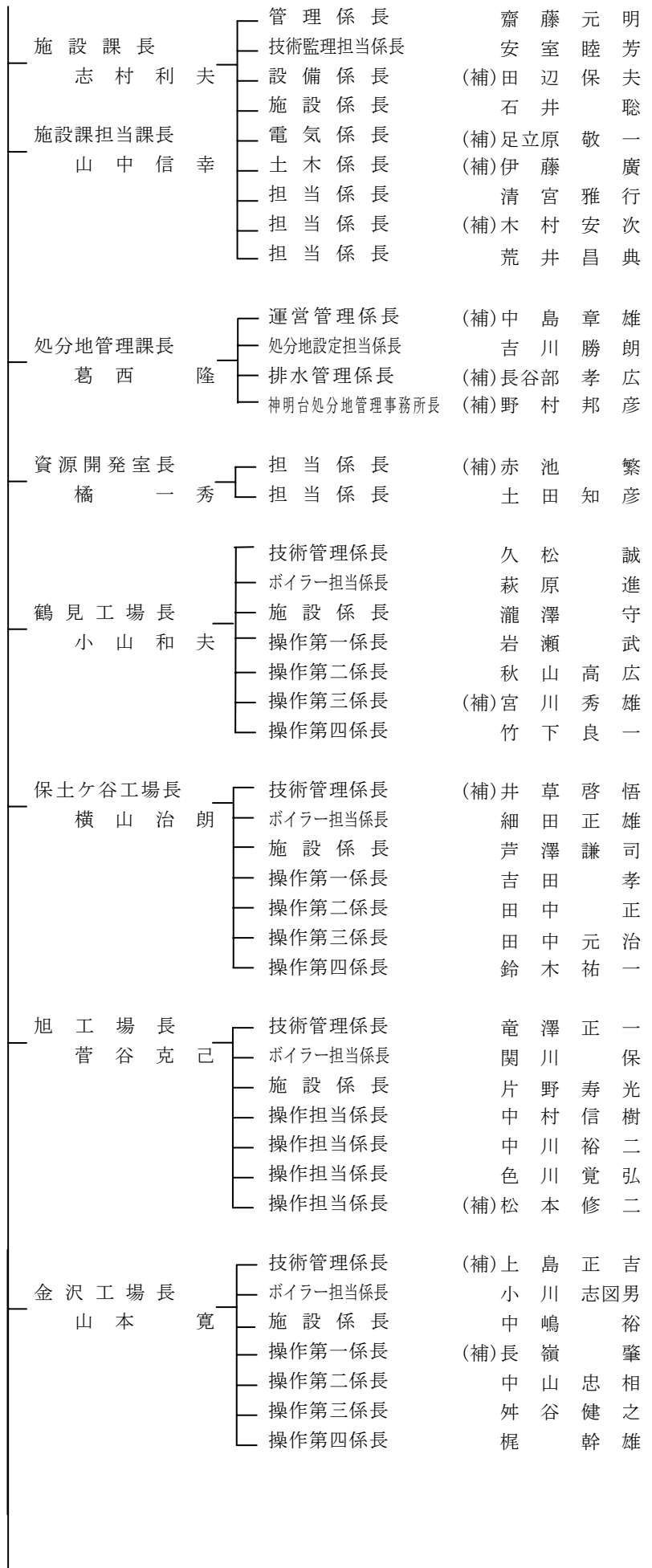
(平成19年5月17日現在)
(補)は課長補佐



(適正処理部)

南事務所長 岩本健二	副所長 副所長	三枝誠 斉藤重光
港南事務所長 清水伸一	副所長 副所長	安藤久男 清水敏郎
保土ヶ谷事務所長 藤井毅	副所長 副所長	山本昇博 渋谷正
旭事務所長 松行富雄	副所長 副所長	佐藤栄次 伊藤勝
磯子事務所長 仲川高照	副所長 副所長	(補)米原光洋 高岡直人
金沢事務所長 石井宗男	副所長 副所長	遠山一夫 熊坂弘行
港北事務所長 佐々木光枝	副所長 副所長	内藤満和 松下博
緑事務所長 竹井保	副所長 副所長	石井廣康 宮川努
青葉事務所長 眞鍋邦子	副所長 副所長	今井健太郎 太田南海男
都筑事務所長 新藤信孝	副所長 副所長	吉田俊雄 控井豊
戸塚事務所長 杉田稔	副所長 副所長	中山和雄 三本治夫
栄事務所長 山本正俊	副所長 副所長	永井隆男 川名孝
泉事務所長 富士田学	副所長 副所長	竹内秀男 小山信雄
瀬谷事務所長 木村顯	副所長 副所長	指田博身 佐藤勇次
北部事務所長 池松秀則	副所長 副所長	横溝功男 管野光
産業廃棄物対策課長 苅谷恵司	管理係長 排出指導係長 担当係長 施設指導係長	百瀬英雄 池原洋一 中坪学一 林 総
監視指導担当課長 小川泰一	監視指導担当係長	(補)大澤友紀雄

(適正処理部)



(適正処理部)

都 筑 工 場 長
近 藤 吉 成

—	技術管理係長	(補)田 嶋 重 明
—	ボイラー担当係長	大 川 三 郎
—	担 当 係 長	(補)児 玉 芳 実
—	施 設 係 長	(補)福 田 裕 勲
—	操作第一係長	高 橋 秀 一
—	操作第二係長	生 井 克 憲
—	操作第三係長	平 井 政 博
—	操作第四係長	田 崎 政 博

<p>(財)横浜市資源循環公社</p> <p>部長 久 代 雅 之</p>	<p>課長 藤 平 正 樹 每 川 隆</p>	<p>係長(補)滝 口 光 一 (補)神 野 博 浩 (補)岩 田</p>
<p>(財)かながわ廃棄物処理事業団</p>		<p>係長 阿 部 紀 秀 後 藤 広 芳</p>
<p>環境省</p>	<p>課長 松 野 一 郎</p>	

資源循環局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 7 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料等の徴収及び減免に関すること。
- 4 産業廃棄物の処分に要する費用等の徴収に関すること。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関すること。
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関すること。

職員課

厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関すること。
- 3 局所属職員の研修に関すること。
- 4 局所属職員の公務災害に関すること。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関すること。
- 6 他の係の主管に属しないこと。

職員係

- 1 局所属職員の人事に関すること。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。

資源政策課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関すること。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 3 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関すること。
- 4 局の事務事業の広報、広聴及び情報化に係る企画並びに総合調整等に関すること。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関すること。

資源化推進部

減量推進課

- 1 一般廃棄物（し尿を除く。以下この項中同じ。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る普及及び啓発に関すること。
- 3 部内他の課の主管に属しないこと。

家庭系対策課

- 1 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 一般廃棄物の分別収集の推進に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 4 環境事業推進委員に関すること。
- 5 リサイクル施設等の運営管理に関すること。

事業系対策課

- 1 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- 2 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 一般廃棄物を排出する事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る指導監督に関すること。
- 4 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業に係る許可及び指導監督に関すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出の受理及び指導監督に関すること。

適正処理部

業務課

運営係

- 1 事務所（北部事務所を除く。）に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 資源選別施設及び輸送中継施設の運営管理に関すること。
- 3 その他一般廃棄物の処理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 4 街の美化の推進に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- 5 不法投棄廃棄物の処理に係る実施の計画及び調整に関すること。
- 6 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関すること。
- 7 部内他の課、係の主管に属しないこと。

計画係

- 1 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関すること。
- 2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関すること。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る調査研究に関すること。

浄化設備係

- 1 浄化槽（地域共同浄化槽を含む。以下この部中同じ。）の設置に係る届出の受理及び審査並びに指導監督に関する事。
- 2 浄化槽の維持管理状況に係る報告その他浄化槽に係る届出の受理及び指導に関する事。
- 3 浄化槽の維持管理についての指導監督に関する事。
- 4 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関する事。
- 5 浄化槽関係団体の指導に関する事。
- 6 一般廃棄物（し尿に限る。）の処理に係る調査研究及び実施の計画に関する事。
- 7 し尿及び浄化槽の汚泥の処分に関する事。
- 8 公衆便所及び移動公衆便所に関する事。
- 9 北部事務所及び磯子検認所に関する事。
- 10 その他浄化槽及びし尿に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。

検認所

- 1 検認所の管理に関する事。
- 2 し尿等の輸送量の検認及び集計に関する事。
- 3 機械装置、電気設備その他付帯設備の運転操作及び維持管理に関する事。
- 4 所属職員の労務管理に関する事。
- 5 所属職員の安全衛生管理に関する事。

車両課

管理係

- 1 車両の出納に関する事。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関する事。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関する事。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関する事。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関する事。
- 6 車両の記録及び統計に関する事。
- 7 機材の保管に関する事。
- 8 他の係の主管に属しない事。

整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関する事。
- 2 機材の運用に関する事。
- 3 整備士の派遣に関する事。

事務所（北部事務所を除く。）

- 1 事務所の管理に関する事。
- 2 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬の実施に関する事。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関する事。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関する事（他の事務所等に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関する事（他の事務所等に属するものを除く。）。

- 6 道路及び河川の清掃の実施に関すること。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関すること。
- 9 廃棄物（固形状のものに限る。）の工場又は一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。）への搬入に係る指示及び確認に関すること。
- 10 一般廃棄物（し尿を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）。
- 11 一般廃棄物（し尿を除く。）を排出する事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る指導監督に関すること。
- 12 環境事業推進委員に関すること。
- 13 街の美化（区役所の主管に属するものを除く。）及び不法投棄廃棄物（し尿を除く。）に関すること。
- 14 諸統計等の作成及び報告に関すること。
- 15 所属職員の労務管理に関すること。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関すること

北部事務所

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関すること。
- 3 し尿の排出量の調査に関すること。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 5 公衆便所の衛生管理に関すること。
- 6 し尿の違法処理の監視に関すること。
- 7 所属職員の労務管理に関すること。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関すること。

産業廃棄物対策課

管理係

- 1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- 2 産業廃棄物処理関係団体に関すること。
- 3 他の係の主管に属しないこと。

排出指導係

- 1 産業廃棄物の処理に関する基本計画の立案及び調整に関すること。
- 2 産業廃棄物に関する調査研究に関すること。
- 3 産業廃棄物を排出する事業者（以下この部中「排出事業者」という。）に対する指導監督に関すること。
- 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等の受理及び指導監督に関すること。

施設指導係

- 1 産業廃棄物の中間処理及び最終処分に係る用地設定に関すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場の運営管理並びに防災及び安全対策の指導監督に関すること。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督に関すること。
- 4 産業廃棄物処理施設等の維持管理についての指導監督に関すること。
- 5 産業廃棄物処理施設に係る技術管理者の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破碎業の許可並びに指導監督に関すること。

施設課

管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整並びに調査研究に関すること。
- 2 局所管施設及び併設施設の工事に係る実施の計画及び調査研究に関すること。
- 3 局所管施設及び併設施設の工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- 4 局所管施設及び併設施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 5 局所管施設及び併設施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 6 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関すること（資源化のための研究及び開発に関することを除く。）。
- 7 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- 8 資源開発室との連絡調整に関すること。
- 9 他の係の主管に属しないこと。

施設係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る工事の設計及び施行に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。

設備係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関すること。

電気係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関すること。
- 2 局所管施設（電気主任が配置されている施設を除く。）に係る電気設備の維持管理に関すること。

土木係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

処分地管理課

運営管理係

- 1 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ。）の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。

- 2 一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下この部中「法」という。）第 11 条第 2 項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関すること。
- 3 市設置の処分地の設定に関すること。
- 4 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の諸施設の維持管理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の環境保全に関すること（他の局、課、室、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）跡地に関すること。
- 7 市設置の処分地に係る広報に関すること。
- 8 処分地管理事務所に関すること。
- 9 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

排水管理係

- 1 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水の水質保全に関すること。
- 2 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水処理施設の維持管理に関すること。

処分地管理事務所

- 1 処分地及び処分地管理事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物のうち固形状のもの（法第 11 条第 2 項の規定により一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物のうち固形状のものを含む。第 4 号において同じ。）の埋立作業に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること（処分地へ直接搬入されたものに限る。）。
- 4 市設置の処分地への一般廃棄物のうち固形状のもの搬入量の調査及び認定に関すること。
- 5 処分地管理事務所に属する車両、機材及び施設等の維持管理に関すること。
- 6 所属職員の労務管理に関すること。
- 7 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 8 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。

資源開発室

- 1 廃棄物等の資源化のための研究及び開発に関すること。
- 2 資源循環局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験及び研究に関すること。
- 3 資源循環局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査、研究及び指導に関すること。

工場

技術管理係

- 1 工場の管理（他の係の主管に属するものを除く。）に関すること。
- 2 一般廃棄物の搬入計画に関すること。

- 3 残灰の搬出处分に関する事。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関する事。
- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関する事(他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関する事。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関する事(部内他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 8 焼却灰溶融設備に関する事(金沢工場に限る。)
- 9 工場見学の受入れに関する事(他の部、係の主管に属するものを除く。)
- 10 他の係の主管に属しない事。

施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関する事(他の部、係の主管に属するものを除く。)
- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関する事(鶴見工場及び金沢工場に限る。)
- 3 機械及び電気設備の点検整備に関する事。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関する事(部内他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関する事(旭工場に限る。)
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関する事(旭工場に限る。)

操作第一係(旭工場を除く。)

操作第二係(旭工場を除く。)

操作第三係(旭工場を除く。)

操作第四係(旭工場を除く。)

- 1 一般廃棄物の焼却作業の実施に関する事。
- 2 機械及び電気設備の運転操作に関する事。

事業概要

平成19年5月17日

資源循環局

平成19年度資源循環局事業について

横浜市中期計画（ごみ減量目標平成13年度比△35%）の実質的な初年度に当たり、「市民がまず行動し、その実践に伴う成果を実感することで意識を高め、さらなる行動へとつなげていく」というG30の循環の輪を広げ、より強固なものにして、新たなステージへと展開していきます。

環境面や財政面での具体的な効果について分かりやすく情報を公開するとともに、分別したものが確実にリサイクルされている事についても積極的に情報を提供し、情報を共有化することで、市民・事業者・行政のさらなる協働につなげていきます。

1 減量・リサイクルの推進（G30新たなステージへ）

- （1）G30の推進・普及啓発
- （2）家庭系対策
- （3）事業系対策

2 さらなる運営の効率化と市民サービスアップ

- （1）収集運搬・行政運営の効率化
- （2）美化の推進と不法投棄防止対策の推進

3 適正な処理

- （1）リサイクル施設等の管理運営等
- （2）焼却工場の管理運営等
- （3）最終処分場の管理運営等
- （4）産業廃棄物対策の推進

平成19年度 予算総括表

(単位:千円)

款 項 目		本年度	前年度	増△減	増減率	
7款 資源循環費		47,168,876	44,625,207	2,543,669	5.7%	
財 源 内 訳	1項 資源循環管理費	33,133,788	31,072,116	2,061,672	6.6%	
	1目 資源循環総務費	23,405,644	21,084,416	2,321,228	11.0%	
	2目 減量・リサイクル推進費	6,373,987	5,828,266	545,721	9.4%	
	3目 事務所費	1,527,046	1,364,346	162,700	11.9%	
	4目 事務所等整備費	176,135	1,045,439	△869,304	△83.2%	
	5目 車両管理費	1,650,976	1,749,649	△98,673	△5.6%	
	2項 適正処理費	13,681,102	13,145,257	535,845	4.1%	
	1目 適正処理総務費	3,362,803	3,080,175	282,628	9.2%	
	2目 工場費	6,329,621	6,406,459	△76,838	△1.2%	
	3目 処分地費	3,410,101	3,049,830	360,271	11.8%	
	4目 管路収集整備費	11,520	23,050	△11,530	△50.0%	
	5目 産業廃棄物対策費	567,057	585,743	△18,686	△3.2%	
	3項 し尿処理費	353,986	407,834	△53,848	△13.2%	
	1目 し尿処理総務費	289,224	298,773	△9,549	△3.2%	
	2目 し尿処理施設費	64,762	109,061	△44,299	△40.6%	
	合 計		47,168,876	44,625,207	2,543,669	5.7%
	特 定 財 源		14,423,525	15,478,521	△1,054,996	△6.8%
	14款 分担金及び負担金	12,983	12,983	0	0.0%	
15款 使用料及び手数料	7,075,380	7,315,633	△240,253	△3.3%		
16款 国庫支出金	657,240	1,163,606	△506,366	△43.5%		
18款 財産収入	211,348	338,245	△126,897	△37.5%		
19款 寄付金	3,680	5,040	△1,360	△27.0%		
22款 諸収入	4,711,894	3,873,014	838,880	21.7%		
23款 市債	1,751,000	2,770,000	△1,019,000	△36.8%		
一 般 財 源		32,745,351	29,146,686	3,598,665	12.3%	

基本的な考え方

減量・リサイクルの推進
(G30新たなステージへ)

G30の推進
普及啓発

G30 地域還元

各世代に合わせた
環境学習

家庭系対策

分別収集の推進

生ごみの資源化の推進

資源物の売却・再利用

事業系対策

事業者による減量化
と分別徹底の推進

焼却工場への
適正搬入の推進

施策

- 重新**・分別のさらなる徹底と定着に向けた仕組みづくり
(資源物売却収入を活用したG30成果の地域還元
・分別に対する公平性の確保・収集回数の見直し)
- 重新**・G30啓発センター開設
- 重新**・各世代に合わせた環境学習の充実
(G30コーディネーターの養成、副読本の充実、
ポスターコンクール、工場見学の小学校受入、
出前講座の開催)
- 重新**・容器包装などの削減に向けた事業者との連携
(「G30エコパートナー」)
 - ・ひとりからの焼却工場見学の受付の実施
 - ・啓発イベントの開催(もったいないフェスタ等)
 - ・リサイクルプラザ・RCCの管理運営(指定管理者)

- 重拡**・分別が徹底していない地域等への啓発活動
(集積場所での啓発指導、住民説明会等)
- 重拡**・せん定枝分別収集の実施
- 重拡**・選別ガラス残さの資源化の推進
- 拡**・確実なリサイクルに向けたペットボトルの売却
 - ・家電製品等粗大ごみの再使用(リユース)の推進
 - ・資源集団回収の促進と未実施地域への働きかけ
 - ・資源回収ボックス(119か所)の維持管理
 - ・センターリサイクルの推進
 - ・電気式生ごみ処理機の購入助成(2000基)の継続
 - ・生ごみコンポスト容器購入助成(600基)の継続

- 重**・排出事業者、収集運搬業者の啓発指導
(講習会、立入調査等)
 - ・焼却工場搬入物検査の実施
- 拡**・小学校(295校)の給食残さのリサイクル
(飼料化)
 - ・市立小学校等の生ごみ処理機(既存62台)の維持管理
 - ・せん定枝の資源化の推進

事業費

主要事業

(単位:千円)

(新)資源物売却収入を活用した
地域還元(300,000)

(新)G30啓発センター運営事業
(8,008)

(新)G30環境教育の推進事業
(G-learning推進)(8,500)

発生抑制推進事業
(3,102)

「ヨコハマはG30」推進事業
(62,997)

リサイクルプラザ運営事業
(83,045)

リサイクルコミュニティセンター
管理運営事業(23,959)

分別収集推進事業
(2,162,501)

せん定枝の分別収集(7,543)

ガラス残さのリサイクル(126,394)

資源集団回収促進事業
(766,585)

資源回収ボックス事業費
(22,818)

生ごみコンポスト化推進
(家庭用)事業(43,710)
(公共用)事業(11,739)

事業系ごみ適正処理・
減量化推進事業(14,611)

事業系ごみ適正搬入推進事業
(61,321)

食品循環資源飼料化事業
(90,550)

せん定枝リサイクル推進事業
(19,215)

1	減量・リサイクルの推進 (G30新たなステージへ)	本年度	前年度	差 引
(1)	G30の推進・普及啓発	千円 547,077	千円 306,269	千円 240,808

1 分別のさらなる徹底と定着に向けた仕組みづくり 300,000千円

分別に協力していただいている方が不公平感を抱かず、やる気をなくさないで、今後も分別を続けていただけるような仕組みをつくります。

資源物の売却収入を活用して、一生懸命G30に取り組んでいる地域や団体に還元します。また、繰り返し指導等を行っても分別ルールを守らない方に対する罰則を設け、分別に対する公平性を確保するとともに、排出実態やごみ量に見合った収集回数の見直しを行い、分別の徹底と定着を図っていきます。

2 普及啓発・環境学習の推進 136,009千円

「G30コーディネーター（仮称）」の養成や「G30啓発センター（仮称）」の開設等を通して、より一層地域と連携したG30の普及啓発・環境学習を推進します。また、小学生を中心としていた環境学習を、幼児から高齢者まで各世代に合わせた環境学習へと充実させます。

発生抑制の取組としては、市とスーパーマーケットやコンビニエンスストア等が「G30エコパートナー」として協定を締結し、連携して、容器包装等の削減に取り組んでいきます。

- ・ G30啓発センターの開設
- ・ G30コーディネーターの養成
- ・ G30やごみ・環境問題に関する講座の開催
- ・ G30学習副読本の発行
- ・ 容器包装などの削減に向けた事業者との連携（「G30エコパートナー」）
- ・ 小中学生ポスターコンクールの実施
- ・ 焼却工場見学を希望する市内小学校全校受け入れ
- ・ 出前講座の開催、ひとりからの工場見学の受付
- ・ 啓発イベント（もったいないフェスタ等）の開催、国際仮装行列への参加

3 リサイクルプラザ等の管理・運営 107,004千円

市内3か所のリサイクルプラザでは、再利用可能な粗大ごみ（家具類）の展示・販売を行うとともに、リサイクル・環境情報の提供や普及啓発を図ります。

また、神奈川リサイクルコミュニティセンター（RCC）では、地域のリサイクル活動拠点として、リサイクルに関する情報や活動の場を提供します。



4 減量・リサイクル施策の調査・検討 4,064千円

さらなるごみの減量・リサイクルを推進するための取組について、調査・検討を行います。

1	減量・リサイクルの推進 (G30新たなステージへ)	本年度	前年度	差 引
(2)	家庭系対策	千円 3,133,010	千円 3,321,324	千円 △188,314

1 分別収集の推進

2,162,501千円

分別のさらなる徹底と定着を図るための仕組みをつくとともに、分別されていないごみの取り残しや、分別が徹底していない地域等を対象に、集積場所での分別指導、住民説明会等を行うなど、積極的な啓発活動を実施します。なお、収集した資源物は、確実にリサイクルしていきます。

- ・ 分別の徹底と定着に向けた仕組みづくり（再掲）
- ・ 集積場所での分別指導、住民説明会による啓発
- ・ 各区での組成調査の実施
- ・ 収集した資源物のリサイクル

2 家庭から出るせん定枝の資源化の推進

11,002千円

せん定枝を粉砕する「せん定枝チップ機」の無料貸し出しを行い、せん定枝の減量・リサイクルを推進します。

- ・ 大型機1台、中型機18台、小型機18台

また、一部地域で家庭から排出されるせん定枝を分別収集し、資源化を実施します。



3 資源物の確実なリサイクルの推進

126,394千円

従来は埋め立てていた、選別の際に生じるガラス残さの資源化を拡大します。

また、ペットボトルについては、国内でのリサイクル・再商品化を条件にその状況を確認する「横浜方式」により売却を拡大します。

このほか、粗大ごみとして出された家電製品等についても、再使用（リユース）を目的とした売却を行います。

4 資源集団回収の促進

766,585千円

市民の自主的な減量・リサイクルを促進するため、実施団体及び回収業者に対し、奨励金を交付するとともに、未実施地域へ実施の働きかけを行います。



5 資源回収ボックス及びセンターリサイクルの推進

22,818千円

多様なルートを確保し、分別排出の利便性を向上させるため、港南資源回収センターの管理運営、常設の資源回収拠点として市民利用施設に設置している資源回収ボックス及び全区で実施しているセンターリサイクル(資源物の拠点回収)を推進します。

6 生ごみの資源化の推進

43,710千円

家庭での生ごみの減量化・堆肥化を進めるため、家庭用電気式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器の購入助成を実施します。

- ・ 家庭用電気式生ごみ処理機購入助成
助成数 2,000基(前年度 2,000基)
助成額 20,000円/基を限度とし、購入額の1/2(1世帯1基まで)
- ・ 家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成
助成数 600基(前年度 600基)
助成額 上限3,000円/基(1世帯2基まで)



1	減量・リサイクルの推進 (G30新たなステージへ)	本年度	前年度	差 引
(3)	事業系対策	千円 285,705	千円 242,733	千円 42,972

1 事業者による減量化と分別徹底の推進 14,611千円

事業系ごみの減量化と分別の徹底を推進するため、各種業界の集まりに出向くなど様々な機会を通じて排出事業者に対する働きかけを行うとともに、事業所への立入調査を実施します。

2 焼却工場への適正搬入の推進 64,782千円

事業系ごみの減量・リサイクルを推進するため、常時、搬入物検査を行うことで、資源物と産業廃棄物等の搬入を防ぎ、リサイクルと適正処理の促進を図ります。

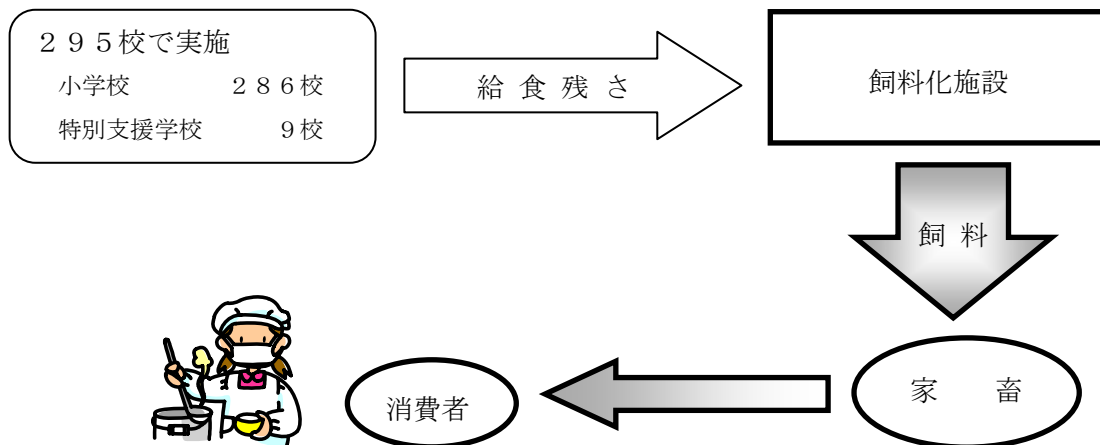


3 小学校給食残さの資源化の推進 102,289千円

給食残さの減量・リサイクルと環境学習への活用を目的として、小学校に設置した生ごみ処理機で堆肥化するとともに、給食残さを飼料として再生し、循環的な利用をすることにより、生ごみの減量・リサイクルを推進します。

- ・ 食品循環資源飼料化事業
295校

市内の小学校のうち生ごみ処理機設置校を除く全校、給食がある特別支援学校で実施



4 グリーンコンポスト施設でのせん定枝の資源化 104,023千円

せん定枝を粉碎・発酵させ、土壌改良材（グリーンコンポスト）として、公園、街路樹等の植栽事業や農家等に供給します。

また、金沢工場へ搬入されるせん定枝の一部をグリーンコンポスト施設へ搬送し、資源化を図ります。

- ・ 搬入見込量 3,500 t
- ・ 製品出荷量 1,300 t



さらなる運営の
効率化と
市民サービスアップ

収集運搬・
行政運営の
効率化

委託化の推進

収集作業を通じた
地域貢献

市民サービスアップ

美化の推進

不法投棄防止
対策の推進

施策

事業費

主要事業

(単位:千円)

拡・家庭ごみの収集・運搬業務の委託の拡大
(2区→3区)

- ・粗大ごみ収集の民間委託(13区)
- ・粗大ごみ自宅前収集の推進(戸建て住宅)
- ・粗大ごみのインターネット受付

拡・公衆トイレ日常清掃業務の委託化の拡大
(45か所→70か所)

- ・公衆トイレの整備・維持管理(86か所)
- ・収集事務所等の管理運営

拡・狭あい道路地域の収集の実施

- ・家庭ごみのふれあい収集の実施
- ・収集作業を通じた防犯・防災・救急救命等の地域貢献

新・ハイフリード収集車(43台)の導入

- ・し尿の適正な処理(収集・運搬・処分)
- ・仮設トイレし尿収集運搬手数料の徴収
- ・浄化槽の設置審査・維持管理指導

拡・災害対策用トイレの充実

家庭ごみ収集運搬業務委託事業
(720,510)

粗大ごみ処理事業
(1,092,296)

公衆トイレ整備・維持管理
(189,659)

事務所運営費(1,387,933)
[ふれあい収集・狭路収集]

収集車等低公害化推進事業
(746,655)

し尿処理総務管理費
(110,241)

災害対策用仮設トイレ整備事業
(5,823)

浄化槽指導事業
(3,927)

重 **新**・路上喫煙対策の推進

重 **新**・クリーンアップ事業とポイ捨て防止啓発の推進
(都心部5か所、16区美化推進重点地区等)

- ・不法投棄の防止対策(監視パトロール、啓発)
- ・不法投棄の早期撤去
- ・不法投棄家電・パソコンのリサイクル処理
- ・放置自動車の対策(委員会開催、調査等)

拡・放置自動車の迅速な撤去の推進
(早期一時移動の実施)

クリーンタウン横浜事業
(209,369)

不法投棄された家電・
パソコンリサイクル処理
(15,801)

不法投棄防止対策事業
(58,259)

放置自動車対策事業
(10,454)

2	さらなる運営の効率化と 市民サービスアップ	本年度	前年度	差 引
(1)	収集運搬・行政運営の効率化	千円 6,317,175	千円 6,759,335	千円 △442,160

1 委託化による民間活力の活用

1,306,646千円

(1) 家庭ごみ収集運搬業務委託

720,510千円

家庭ごみの収集運搬の効率化を図るため、西区と中区に加え、新たに栄区で民間委託を実施します。

H19.1.1現在

区名	世帯数	人口
西区	約 4万3千世帯	約 8万5千人
中区	約 7万2千世帯	約 14万2千人
栄区	約 4万9千世帯	約 12万4千人

(2) 粗大ごみ収集運搬業務委託

534,468千円

粗大ごみの収集運搬の効率化を図るため、民間委託(13区)を実施します。なお、残る5区については、財団法人横浜市資源循環公社に委託します。

(金額は、「4 粗大ごみの処理」と重複する。)

(3) 公衆トイレ日常清掃委託

51,668千円

公衆トイレ日常清掃の効率化を図るため、民間委託をさらに拡大(45か所→70か所)します。

(金額は、「5 し尿の収集運搬等」と重複する。)

2 収集事務所等の管理・運営

2,499,407千円

収集事務所の運営及び施設の維持管理等を効率的に行います。

また、狭路収集と家庭ごみのふれあい収集を実施するとともに、収集作業を通じた防犯・防災・救急救命等の地域貢献を図ります。

3 収集車等の低公害化

1,650,976千円

収集運搬における環境負荷の低減を図るため、収集車両等に低公害車を導入します。

・ハイブリッド収集車 43台



4 粗大ごみの処理

1,092,296千円

家庭から出される粗大ごみの電話受付と収集運搬を行うとともに、金属類を資源化します。また、戸建住宅については、粗大ごみの自宅前収集を推進します。

(金額は、「1(2)粗大ごみ収集運搬業務委託」を含む。)



5 し尿の収集運搬等

353,986千円

浄化槽の設置審査・維持管理指導等を行うとともに、し尿等の適正な処理を行います。あわせて、市内86か所に設置してある公衆トイレの維持管理を行います。

(金額は、「1(3)公衆トイレの日常清掃委託」を含む。)

また、簡易式トイレパックの凝固剤等を増量して、災害対策用トイレを充実させます。

【し尿収集世帯数】

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
し尿収集世帯数 (世帯)	5,853	4,981	4,498	4,163	3,970

2	さらなる運営の効率化と 市民サービスアップ	本年度	前年度	差 引
(2)	美化の推進 不法投棄防止対策の推進	千円 293,883	千円 287,258	千円 6,625

1 クリーントウン横浜事業

209,369千円

美化推進重点地区で歩道清掃等を実施するほか、新たに路上喫煙対策として、条例を一部改正し、特に人通りの多い駅周辺の地域を指定し、路上等での喫煙を禁止するなど、対策を強化します。

- ・ 都心部及び各区美化推進重点地区等での歩道清掃等の実施
- ・ 路上喫煙対策の推進
- ・ 美化推進員によるポイ捨て防止の啓発や歩行喫煙者への指導と重点地区での美化活動の推進



2 不法投棄防止対策の推進

74,060千円

各区に設置した「不法投棄防止対策会議」において、警察等関係機関が一体となって不法投棄の防止対策と投棄物の早期処理等を実施します。

なお、不法投棄された家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）は家電リサイクル法に基づき、またパソコンは資源有効利用促進法の趣旨に沿って、それぞれリサイクル処理します。

- ・ 警報装置 新設2基（既設39基）
- ・ 夜間監視パトロール



3 放置自動車対策の推進

10,454千円

「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車の発生を防止するとともに、廃物認定前に一時移動を行うなど、迅速な撤去・処理を行います。

適正な処理

リサイクル施設等
焼却工場
最終処分場の
管理運営等

産業廃棄物
対策の推進

発生抑制・資源化・減量化

不適正処理の防止

重 拡・焼却灰の有効利用の促進
(焼却灰のセメント原料化、溶融飛灰の資源化)

- ・缶・びん・ペット資源選別施設(4か所)の管理運営
- ・資源選別施設の基幹改修
- ・5工場の管理運営

拡・発電電力と環境価値分の売却

拡・保土ヶ谷工場の大規模補修

- ・栄工場焼却設備屋内部撤去(H17~H20)
- ・港南工場焼却設備撤去(H17~H19)

重 拡・神明台処分地第7次3期埋立地の整備
(埋立容量36万m³)

重 拡・南本牧ふ頭第5ブロック処分場の整備
(地盤改良工事実施等)

- ・神明台処分地跡地整備(H17~20)
- ・神明台処分地、南本牧廃棄物最終処分場
及び旧処分場(7か所)の管理運営
- ・神明台処分地の地下水環境保全対策
(水質監視の継続実施)
- ・処分場の環境保全調査
(神明台第7次埋立、南本牧最終処分場の
周辺環境調査)

拡・第5次産業廃棄物処理指導計画に基づく
産業廃棄物の発生抑制・資源化・減量化
及び適正処理の推進

- ・アスベスト廃棄物の適正処理の推進
(解体業者等の排出事業者への立入指導強化
処理業者への立入指導強化
建築リサイクル法対象外の建築物解体の届出実施)

拡・専従機動班による迅速な対応と監視指導強化

- ・過剰保管事業所等に対する重点指導
- ・PCB廃棄物の適正処理の推進
- ・かながわクリーンセンターでの(県、川崎市との共同
による)産業廃棄物の焼却処理
- ・使用済み自動車の再資源化及びの適正処理の推進

拡・戸塚区品濃町最終処分場の関連調査・安全対策

焼却灰有効利用事業(768,388)

資源選別施設管理運営(2,020,952)

資源選別施設整備事業
(21,970)

焼却工場運営費
(2,232,618)

焼却工場大規模補修事業
(843,218)

栄工場焼却設備撤去事業
(675,297)

港南工場焼却設備撤去事業
(548,318)

神明台処分地第7次(第3期)
埋立地開設事業(259,235)

南本牧ふ頭第5ブロック処分場
整備事業(1,531,990)

神明台処分地跡地整備事業
(60,402)

南本牧廃棄物最終処分場
埋立事業(137,359)

神明台処分地地下水環境保全
対策事業(13,521)

処分地環境保全調査(28,848)

排出事業者指導費
(40,320)

アスベスト廃棄物適正処理
推進事業(5,938)

不適正処理監視・指導強化事業
(26,097)

PCB適正処理推進事業
(2,868)

中間処理リサイクル推進事業
(138,000)

自動車リサイクル関係事業
(900)

戸塚区最終処分場関連調査・整備
(34,231)

3	適正な処理	本年度	前年度	差 引
(1)	リサイクル施設等の管理運営	千円 2,829,959	千円 2,525,513	千円 304,446

1 焼却灰の有効利用 **809,918千円**

焼却灰を有効利用し、最終処分場の延命化を図るため、セメント原料化PFI事業の実施に向けた手続きを進めます。また、民間施設での処理委託として、鶴見、旭工場から発生する焼却灰(※1)の一部及び旭工場から発生する飛灰(※2)についてセメント原料化処理を実施するとともに、金沢工場灰溶融設備から発生する溶融飛灰(※3)の資源化を実施します。

(※1) 焼却灰：焼却炉の底に溜まった灰（燃えがら）

(※2) 飛灰：焼却設備の集じん装置等で捕集された灰

(※3) 溶融飛灰：焼却灰を溶融処理する設備の集じん装置で捕集された灰

2 資源選別施設の管理・運営 **2,012,200千円**

分別収集した缶・びん・ペットボトル等を資源化するため、資源選別施設（鶴見、金沢、緑、戸塚）において、選別等の中間処理を委託により実施します。また、基幹設備等の整備・改修を行います。

3 リサイクル技術・処理技術等の調査・研究 **7,841千円**

資源化手法について、調査・検討を進めていきます。

3	適正な処理	本年度	前年度	差 引
(2)	焼却工場の管理運営等	千円 6,315,780	千円 6,380,208	千円 △64,428

1 焼却工場の管理・運営 **3,947,829千円**

焼却工場の運営及び保守管理を行います。

焼却によって発生した熱エネルギーを有効活用し、発電電力を売却します。

	稼働開始年月	焼却能力	発電能力
保土ヶ谷工場	昭和55年7月	1,200t/日	4,200kW
都築工場	昭和59年4月	1,200t/日	12,000kW
鶴見工場	平成7年4月	1,200t/日	22,000kW
旭工場	平成11年4月	540t/日	9,000kW
金沢工場	平成13年4月	1,200t/日	35,000kW

2 焼却工場の改修等 **1,050,886千円**

焼却工場の長寿命化を図るため、保土ヶ谷工場の老朽化した設備の大規模補修を行います。

3 栄工場及び港南工場の焼却設備撤去・資源物ストックヤード整備 **1,254,964千円**

廃止した栄工場と港南工場について、引き続き焼却設備の撤去工事を行います。

なお、両工場は、資源物のストックヤード(※)等として有効利用していきます。

(※)ストックヤード：一時保管場所

4 工場環境保全調査 **16,772千円**

焼却工場から排出されるガス、飛灰、焼却灰、排水及び土壌中のダイオキシン類の調査を行います。

5 その他管理費等 **45,329千円**

3	適正な処理	本年度	前年度	差 引
(3)	最終処分場の管理運営等	千円 3,410,101	千円 3,049,830	千円 360,271

1 神明台処分地第7次3期埋立地の整備 **259,235千円**

第7次3期埋立地について、引き続き本体工事を行います。

- ・埋立期間 第7次2期 平成15～19年度
- 第7次3期 平成20～22年度
- 約 36万m³

2 南本牧ふ頭第5ブロック処分場の整備 **1,531,990千円**

南本牧ふ頭第5ブロック内に新たな処分場を整備するため、地盤改良工事（港湾局予算計上）に着手します。これにあわせて、既設外周護岸等の負担金を支出します。

- ・平成26年度開設予定

3 神明台処分地跡地の整備 **72,924千円**

跡地暫定利用施設として周辺住民に開放している神明台処分地のスポーツ施設について、芝生広場等の整備を行います。

4 神明台処分地等の管理・運営 **1,545,952千円**

神明台処分地等の管理運営や排水処理施設等の維持管理を行います。

- ・処分場の管理運営（神明台処分地、南本牧廃棄物最終処分場）
- ・旧処分地の維持管理（長坂谷等7か所）
- ・神明台処分地地下水環境保全対策
- ・環境保全調査

3	適正な処理	本年度	前年度	差 引
(4)	産業廃棄物対策の推進	千円 567,057	千円 585,743	千円 △18,686

1 排出事業者指導等の推進 91,128千円

減量化・資源化、適正処理を推進するため、排出事業者や処理施設等への立入調査等を実施するほか、処理業等の許可申請に対する審査、優良業者の育成などを実施します。

2 アスベスト廃棄物適正処理推進事業 5,938千円

アスベスト廃棄物による生活環境の支障が生じないように、排出事業者、処理業者への適正処理指導・啓発及び分析調査などを実施します。

*** アスベスト対策について**

1 家庭から生じるアスベスト廃棄物対策

家庭から生じるアスベストを含む廃棄物については収集しないごみとしています。

市民の方から排出したい旨の問い合わせがあった場合には、一般廃棄物収集運搬業者を紹介し、業者が回収、直接南本牧廃棄物処分場で埋め立てています。

2 解体工事から排出されるアスベスト廃棄物対策

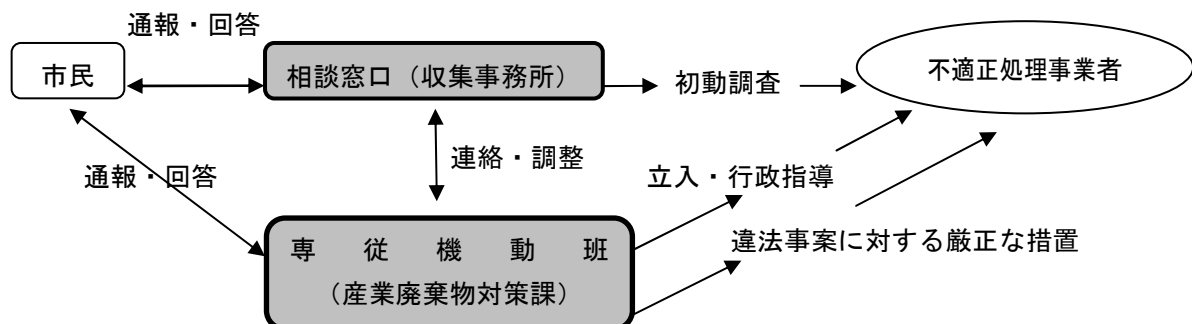
市内全ての建築物の解体工事から排出されるアスベスト廃棄物が、廃棄物処理法及び技術指針に沿って適正に撤去・処理されるよう、届出を義務づけるとともに、事業者及び処理業者に対し、現場立入等により指導を行っています。

3 南本牧廃棄物最終処分場での受入

南本牧廃棄物処分場では、生活環境や作業環境に影響が生じることがないように、スレート成形板等の石綿含有廃棄物に関して、廃棄物処理法の処分基準に沿った方法で受入れています。(平成18年10月1日 廃棄物処理法改正)

3 不適正処理の監視・指導強化 26,097千円

不適正処理への迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して厳正な措置を講じるため、収集事務所と専従機動班が連携して、適正処理を推進します。

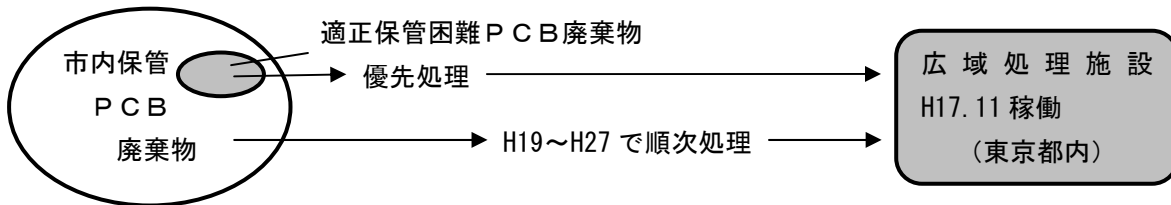


4 PCB廃棄物適正処理の推進

2,868千円

市内のPCB廃棄物は、「東京PCB廃棄物処理施設」(1都3県のPCB広域処理施設)で順次処理されますが、処理が行われるまでの間、適正に保管・管理するよう指導します。

また、適正な保管が困難な事業者等のPCB廃棄物については、平成19年度には優先して処理されるように、引き続き関係機関と調整を進めます。



5 中間処理リサイクルの推進

138,000千円

本市、神奈川県及び川崎市が共同で設立した(財)かながわ廃棄物処理事業団による中間処理リサイクル施設の運営を支援します。

施設概要	場 所	川崎市川崎区千鳥町 (平成13年6月稼働開始)
	処理対象物	廃プラスチック類、廃油、特別管理産業廃棄物等
	施 設	前処理施設 100トン/日(破碎、脱水等) 焼却施設 210トン/日(70トン/日×3基) リサイクル(金属の回収、廃熱による発電)

6 南本牧廃棄物最終処分場の管理・運営

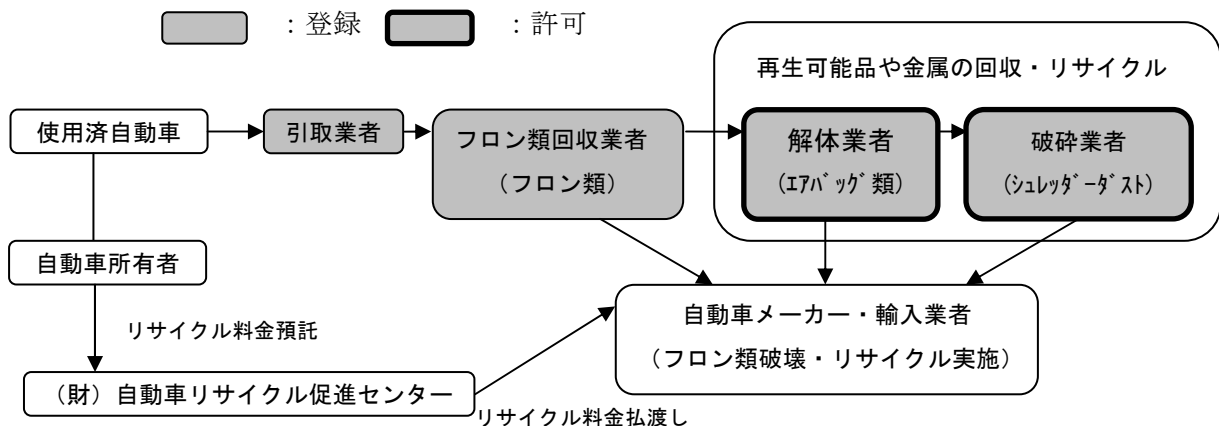
267,895千円

適正処理を確保するために、南本牧廃棄物最終処分場における埋立業務及び排水処理施設等の維持管理を行います。

7 自動車リサイクル法への対応

900千円

自動車リサイクル法に基づく使用済自動車に関する引取業や解体業、破碎業の登録・許可事務等を通じて、その再資源化及び適正処理を推進します。



8 戸塚区最終処分場の関連調査

34,231千円

戸塚区品濃町の産業廃棄物最終処分場については、行政代執行手続きを進めるとともに、技術委員会・検証委員会の検討結果を踏まえ、周辺的生活環境保全のための支障除去に向けた設計等を進めます。



平成 19 年度

資源循環局 運営方針



小学生低学年の部

横浜市立 元街小学校 1 年

臼井 志織さん



中学生の部

横浜市立 いずみ野中学校 2 年

高橋 恵さん



小学生高学年の部

横浜市立 豊田小学校 4 年

江澤 好美さん

ヨコハマはG30ポスターコンクール
平成18年度「ヨコハマはG30大賞」
受賞作品
(学年は18年度のものです)

私たちが目指すこと（資源循環局の基本理念）

市民の知恵がつくる『環境行動都市』

横浜市中期計画に掲げためざすべき都市像「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を支える5つの柱のひとつです。地球規模での環境問題がより深刻化する中で、身近なところで積極的に環境を守り、質の高い環境を創造していく行動を積み重ね、世界の一員としての役割を果たします。

市民・事業者の皆さんと協働し『循環型社会』の実現を目指します！



平成 19 年度の取組の方向

- 1 平成 18 年度のごみ量実績は、目標の 106 万 3 千トンを上回る減量を達成し、103 万 2 千トンでしたが、焼却処理されるごみの中には、まだ資源化可能なものも多く含まれており、資源物の分別を徹底していきます。また、市民・事業者の自主的な取組が促進されるよう、積極的に普及啓発・環境学習を強化するなど、さらなる減量・リサイクルに挑戦していきます。
- 2 平成 18 年度の燃やすごみ（家庭ごみ）は、61 万 9 千トンと平成 17 年度実績の 61 万 5 千トンから 4 千トン増加していること、今後も人口の増加が見込まれるため、原単位を維持するだけではごみ量が増加し、環境負荷の増加にもつながることから、危機感をもって取り組み、様々な対策を講じていきます。
- 3 産業廃棄物については、まだ多くの苦情通報や不適正処理事案があることから、減量化・資源化とともに、引き続き排出事業者、処理事業者に対する適正処理指導を徹底していきます。

基本方針

平成19年度は、横浜市中期計画の実質的な初年度にあたり、「市民がまず行動し、その実践に伴い成果を実感することで意識を高め、さらなる行動へと展開していく」というG30の循環の輪を広げ、より強固なものにして、新たなステージへと展開していきます。

そのため、「人材こそが最も重要な経営資源」であることを基本に、なんでも相談できる風通しの良い職場づくりを進め、すべての職員が「情報を共有し、工夫し、汗をかき」、市民と協働して、事業を推進します。

目標

一般廃棄物

人口の増加が見込まれる中、さらなるごみの減量・リサイクルに挑戦することとし、平成19年度のごみ量を平成13年度(160万9千トン)に対し、**58万1千トン(36.1%)削減して102万8千トン**に抑制します。

ごみ量とは、市民・事業者の皆さんが排出するもののうち、資源化されるものを除いた、焼却処理・埋立処分されるものの量をいいます。

(内訳)

家庭系ごみ量を平成13年度(93万5千トン)に対し、**28万7千トン(30.7%)削減し、64万8千トン**に抑制します。
事業系ごみ量を平成13年度(67万4千トン)に対し、**29万4千トン(43.7%)削減し、38万トン**に抑制します。

産業廃棄物

第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画に基づき、廃棄物の減量化・資源化、適正処理を推進します。

目標「36.1%」のもつ意味

横浜市中期計画では、これまでの削減目標30%に替え、新たな削減目標を35%(平成22年度に104万トンに抑制)としています。平成18年度のごみ量は、平成13年度比で35.9%削減と目標を上回っていますが、横浜市では、今後も人口の増加が予測されており、何もしなければ、ごみ量が増えると予想されています。そこで、これまでのごみ減量実績を勘案し、新たな目標の達成を目指すとともに、さらなるごみの減量・リサイクルに挑戦することとして、平成19年度の目標を設定しています。

アイデアをお寄せください！

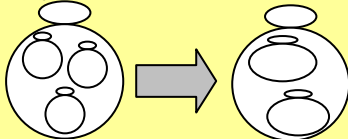
ちょっとした工夫で大きなごみ減量成果！

目標達成には、大変な量のごみの削減が必要だと思われるかもしれませんが、燃やすごみ（家庭ごみ）で言えば、昨年度より市民ひとり1日当たり約8g減量できればOKです。1週間では56g、1年間では3kg、家族が4人だと1年間で12kg…。日々のちょっとした工夫を重ねれば、それほどの量でもありません。

ごみの減量に、無理なく、楽しく、長く、取り組んでいきましょう。

ごみ袋の小分けを止めましょう！

レジ袋を1枚使わないことで約5g削減できます。



そもそも買い物にはマイバックを持参し、レジ袋をもらわないようにしましょう。

食品の廃棄を減らしましょう！

食品は必要な量だけ買い、食べ残しもできるだけしないようにしましょう。

ごはんの
食べ残し
茶碗一杯の
場合



キャベツの葉1枚でも大きいものでは約40gになります。

生ごみ
-100g
トマトの場合



堆肥化して有効利用しましょう！

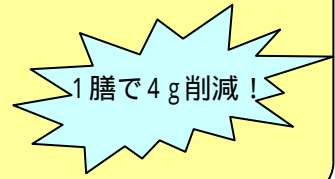
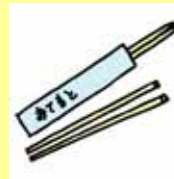
生ごみをコンポストや生ごみ処理機を使って堆肥にし、有効活用しましょう。横浜市では、コンポストや生ごみ処理機の購入助成を行っています。



1人1日約180gの生ごみを排出しています。

割り箸の使用を控えましょう！

割り箸1膳は約4gになります。家庭の中だけでなく、マイ箸を持ち歩くことで、お店でもごみを減らせます。



草の土はよく落としましょう！

除草した時は、草に付いた土をよく落としてください。また、一週間ほど乾燥させると、容量も重さも少なくなります。

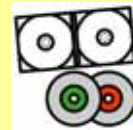


横浜市では、せん定した枝を家庭でリサイクルできるよう、せん定枝のチップ機の無料貸出も行っています。

リサイクル店や不用品交換を活用！

不用になったCDやおもちゃなどを欲しい人がいるかもしれません。リサイクル店や区役所などに設置されている「リサイクル情報掲示板」などを積極的に活用しましょう。

CD1枚は
約15g



生ごみは、できるだけ水を切って捨ててください！

生ごみには多くの水分が含まれています。生ごみの水分が多いと、ごみ集積場所が汚れたり、焼却に余分なエネルギーが必要になります。

生ごみの水を切ることで、ごみの減量にもつながります（約10%の削減）。

絞らなくても、一晩おいてから出すだけで、かなりの効果があります！



例えば、4人家族の場合、1週間の削減量は、 $56g \times 4人 = 224g$

目標達成！

生ごみを堆肥化してごみ減量 毎週1日分の生ごみを堆肥化 = 720g

食べ残しを減らしてごみ減量 ごはん茶碗1杯+トマト一つ分 = 240g

いろいろ組み合わせてごみ減量 ごはん茶碗1杯+レジ袋6枚
+ 割り箸4膳+水切り2日 = 226g



重点推進施策

1 さらなる減量・リサイクルに挑戦

(主な事業 7～16 頁)

分別の徹底と定着の仕組みづくりを進めるとともに、普及啓発・環境学習等の強化を図り、さらなるごみ減量・リサイクルを推進します。

「資源物売却収入を活用した地域還元」や「分別ルールを守らない市民・事業者への罰則導入」、「ごみ量に見合った収集回数の見直し」、「不適正な排出が多い地域や集合住宅等での集中的取組」などにより、分別の徹底と定着の仕組みづくりを進めます。

「幼児から高齢者まで各世代に応じた環境学習」や「焼却工場をG30啓発センター(仮称)として位置づけ、ごみ・環境関連の常設展示等」を実施するなど、普及啓発や環境学習を充実させます。

小学校給食の残さや樹木せん定枝等のリサイクルを拡大するなど、リサイクル・リユースの推進を図ります。

「事業者とのG30エコパートナー協定の締結」や「ごみ減量の成果が実感できる情報の提供」などにより、市民・事業者の自主的な取組を推進します。

2 適正処理の推進

(主な事業 17～18 頁)

減量・リサイクルを進めてもなお残るごみを安全かつ安定的に処理・処分します。また、産業廃棄物についても、平成18年3月に策定した「第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画」に基づき、G30プランと連携した減量・リサイクル、適正処理を進めます。

「南本牧ふ頭第5ブロック内への新規処分場の整備」や「PFI手法を用いた焼却灰のセメント原料化」などにより、安全・安定な処理・処分体制の確保を図ります。

排出事業者や処理施設への立入調査等を実施することにより、産業廃棄物の適正処理を推進します。

3 業務の改善

(主な事業 19～22 頁)

市民満足度を高めるために、さらなる運営の効率化と市民サービスアップの取組を進めます。

西区と中区に加え、新たに栄区で家庭ごみ収集の民間委託を実施するなど、業務の効率化を推進します。

条例を一部改正して、特に人通りの多い駅周辺の地域等を指定し、路上等における喫煙を禁止し安全な街をつくるなど、市民サービスアップを図ります。

4 職員力の最大限の発揮

(主な事業 23 頁)

G30に取り組む中で、普及啓発や住民説明会、業務の改善などに発揮されてきた「職員力」を通じて、ごみ減量成果の持続をはじめとする様々な取組の原動力につなげていきます。

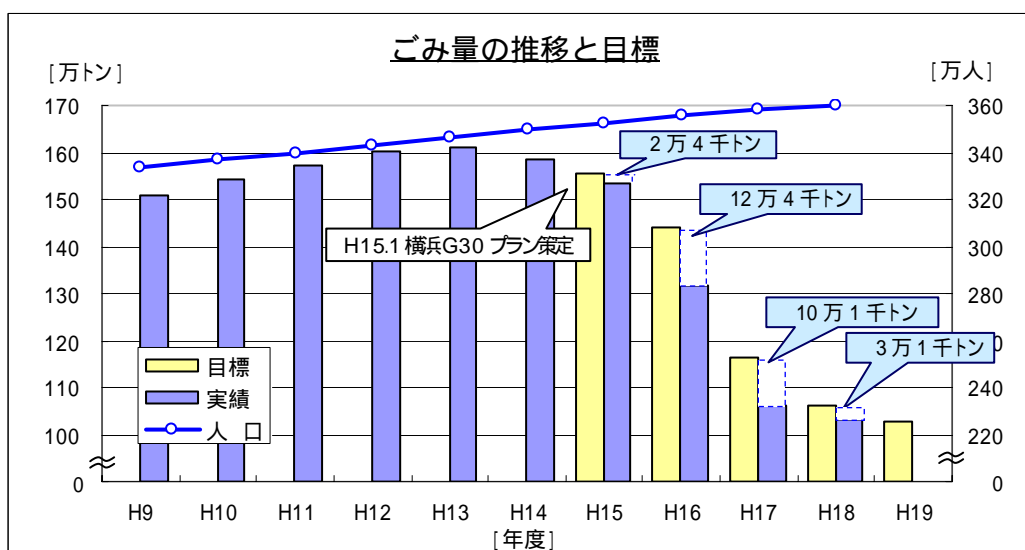
小さな気付きや提案の積み重ねを業務の改善につなげる「積小為大(23頁参照)の仕組みづくり」などにより、風通しの良い組織風土づくりを進めます。

廃棄物の現状

一般廃棄物の状況

横浜市では平成 15 年 1 月に「横浜 G 3 0 プラン」を策定し、これまでに分別収集品目を従来の 5 分別 7 品目から 10 分別 15 品目に拡大したほか、焼却工場における事業系廃棄物の搬入物検査を強化するなど様々なごみ減量・リサイクルの取組を推進してきました。

その結果、市民・事業者の皆さんのご理解とご協力によりごみ量は減り続け、平成 13 年度の 161 万トンに対して、平成 15 年度は 153 万トン、平成 16 年度は 132 万トンに減少し、さらに、平成 17 年度には、106 万 3 千トンと、横浜 G 3 0 プランの目標である「ごみ 30%削減」を 5 年前倒して達成することができました。そこで、平成 18 年度に策定した横浜市中期計画では、環境行動都市の実現に向けた歩みをさらに一歩進めるため、「平成 22 年度におけるごみ量目標を 104 万トン（35%削減）」とし、さらに高い目標に挑戦することとしました。また、平成 18 年度のごみ量は、103 万 2 千トンとさらに減少しました。



G 3 0 推進本部で設定した各年度のごみ量目標と実績

[単位:トン]

年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
目標 [A]	平成 15 年 4 月 ヨコハマ G 3 0 推進本部設立		1,555,900	1,439,550	1,164,000	1,063,000	1,028,000
対 H13 年度比削減率			3.3%	10.5%	27.7%	33.9%	36.1%
実績 [B]	1,609,155	1,585,907	1,532,340	1,315,627	1,063,271	1,031,928	-
対 H13 年度比削減率	-	1.4%	4.8%	18.2%	33.9%	35.9%	-
差引 [A - B]	-	-	23,560	123,923	100,729	31,072	-

ごみ量とは、市民・事業者の皆さんが排出するもののうち、資源化されるものを除いた、焼却処理・埋立処分されるものの量をいいます。

ごみの減量目標

横浜 G 3 0 プラン (平成 15 年 1 月策定)		横浜市中期計画 (平成 18 年 12 月策定)	
平成 13 年度(実績)	平成 22 年度(目標)	平成 13 年度(実績)	平成 22 年度(目標)
161 万トン	113 万トン(30%減)	161 万トン	104 万トン(35%減)

カッコ内は平成 13 年度実績比

産業廃棄物の状況

平成 17 年度の産業廃棄物の発生量は 1,135 万 t であり、第 4 次横浜市産業廃棄物処理指導計画の基準年である平成 13 年度に比べて約 50 万 t 増加し、再生利用・減量化率は 87% から 92% と 5 ポイント上昇し、最終処分量は 13% から 8% と 5 ポイント削減できました。

産業廃棄物の発生量の増加は、景気の回復に伴う建設系産業廃棄物の増加と市内人口増に伴う上下水道汚泥の増加が主なものです。

今後も平成 18 年 4 月に策定した「第 5 次横浜市産業廃棄物処理指導計画」に基づき、一層の産業廃棄物の発生抑制及び再生利用・減量化を促進し、最終処分量の削減を目指します。

【参考】「第 5 次処理指導計画」における数値目標

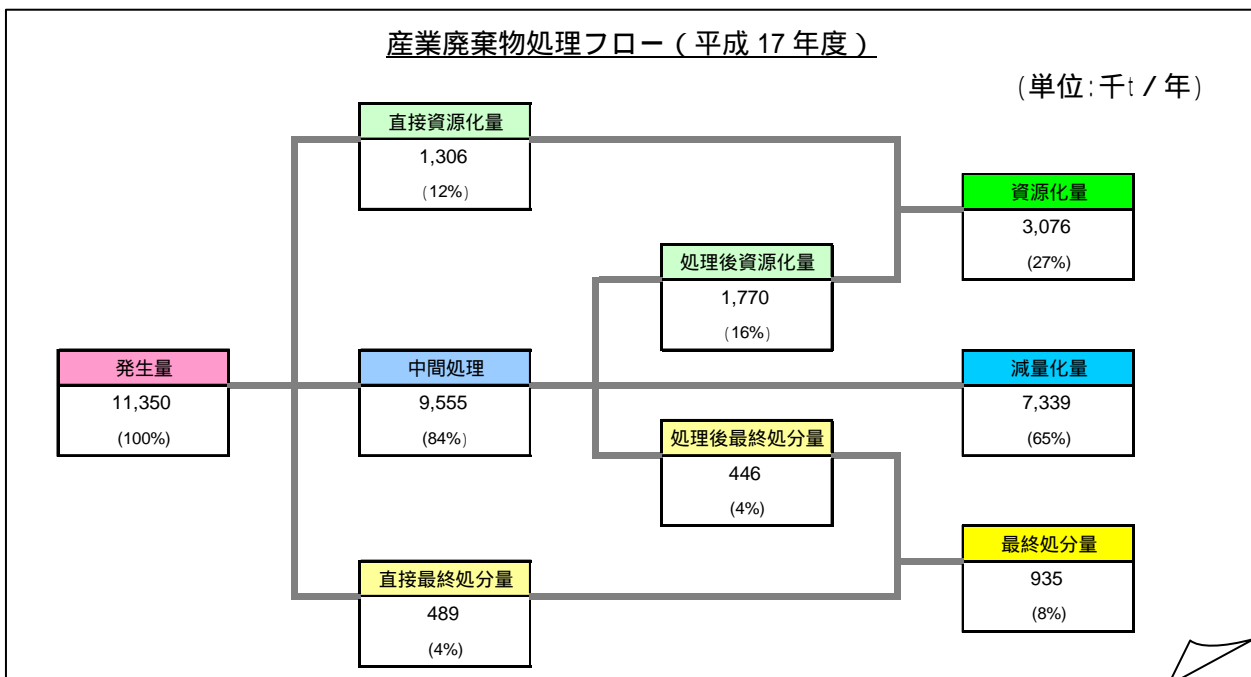
産業廃棄物の発生抑制にできる限り努め、平成 22 年度の最終処分量を発生量の 8% とし、再生利用率・減量化率の合計を 92% とします。

(単位：千 t)

	平成 13 年度	平成 17 年度	平成 22 年度		目標
	実績値	実績値	推計値	計画値 ^(注)	
発生量	10,845 (100%)	11,350 (100%)	12,488 (100%)	12,358 (100%)	-
再生利用量・減量化量合計	9,473 (87%)	10,415 (92%)	11,259 (90%)	11,329 (92%)	92%
再生利用量	2,730 (25%)	3,076 (27%)	3,084 (25%)	3,192 (26%)	
減量化量	6,743 (62%)	7,339 (65%)	8,175 (66%)	8,137 (66%)	
最終処分量	1,372 (13%)	935 (8%)	1,229 (10%)	1,029 (8%)	8%

* カッコ内は各年度の発生量に対する割合

(注) 平成 22 年度発生量推計値の業種別・廃棄物別に 1% 抑制して積算



平成19年度の主な事業

重点推進施策1

さらなる減量・リサイクルに挑戦

家庭系ごみの減量・リサイクル

分別の徹底と定着に向けた仕組みづくり

資源物売却収入の地域還元

一生懸命G30に取り組んでいただいている市民の方々や地域に、「やってよかった」と実感していただき、さらなる行動へとつながっていくよう、資源物の売却収入を活用して、分別に協力的な地域等に還元します。

罰則の導入

分別に協力していただいている方に、不公平感を抱かず、引き続き分別に取り組んでいただけるよう、繰り返し啓発・指導等を行っても分別ルールを守らない方を対象とした罰則を導入します。

収集回数の見直し

現在のごみ量や排出実態に見合った効率的な収集体制とするため、また、減量化・資源化を進めるため、燃やすごみと古紙・古布の収集回数を見直しを行います。

不適正排出の多い地域への集中的取組

不適正な排出が多い地域や集合住宅などで、集中的に啓発や指導を行い分別の徹底・定着を図ります。特に、集合住宅については、管理者とも連携を図りながら、取組を進めます。

リサイクル・リユースの推進

せん定枝のリサイクル

- 市民がせん定した枝を泉区の神明台処分地内にあるグリーンコンポスト施設で受け入れ、粉碎し生チップとして、その後発酵させ、土壌改良材（グリーンコンポスト）としてリサイクルし、農地、公園、街路樹等で利用します。また、土壌改良材以外の資源化方法について、経済性や環境負荷削減効果等の検討を行います。
- これまで燃やすごみとして収集・焼却していたせん定枝を、一部地域で資源物として分別収集し、減量・リサイクルを推進します。

ガラス残さの資源化

選別の際に生じるガラス残さについて、18年度は金沢資源選別センターを対象としてリサイクルしていましたが、19年度は施設を拡大し、戸塚資源選別センターを加えて実施します。

家電製品のリサイクル

粗大ごみとして出された家電製品等を売却し、リユースを推進します。

せん定枝生チップ



せん定枝生チップで木の根元や地表面を覆うと、次の効果があるといわれています。

- ・ 土の乾燥や温度変化を緩和します。
- ・ 雑草の発生を抑制します。
- ・ 土の舞い上がりや、ぬかるみの防止に適しています。



確実なリサイクルの推進

リサイクルの履行確認

現在、横浜市では、独自にリサイクル事業者に入立調査を実施することなどにより、リサイクルの履行確認を行っています。さらに、国内で処理・製品化することを条件とした「横浜方式」によるペットボトルの売却を拡大するとともに、リサイクルの履行確認を行います。

持ち去り対策の強化

資源集団回収の実施団体や警察署等関係機関と連携し、情報収集・連絡体制や監視体制を強化するとともに、集積場所での市の所有権を明確にするなど資源物の持ち去り防止を図ります。

資源物の確実な引き渡し

資源物ストックヤードにおいて、買受業者に資源物の売り払いなどを行う際に資源循環局職員が搬出量を確認し、確実な引き渡しを行います。

市民の自主的な取組の促進

市民活動を促進する仕組みづくり

地域ボランティアやG30サポーターなどの活動をさらに活性化させるため、市民の皆さんの自主的・自発的な取組を促すための仕組みづくりを検討します。

資源集団回収の促進

自治会・町内会などの実施団体と資源回収業者による自主的な資源回収活動として、費用対効果が高く、地域コミュニティの形成にも役立つ資源集団回収を促進し、市民、事業者との協働による、ごみ減量・リサイクルを推進します。特に、資源集団回収の未実施地域への働きかけを強化するなどし、資源集団回収のより一層の活性化を図ります。

常設の資源回収場所の整備

市民が古紙・古布などの資源物を持ち込むことができる資源回収ボックスを市内の公共施設等に設置するとともに、常設の回収拠点として港南資源回収センターを設置しています。また、各区の収集事務所においても、古紙、古布、プラスチック製容器包装等の資源を回収する「センターリサイクル」事業を引き続き実施します。

生ごみの資源化の促進

家庭から排出されるごみのうち、台所などから排出される生ごみ(厨芥類)は、約40%(重量比)です。生ごみの減量・リサイクルを進めるため、家庭用電気式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器の購入助成などを実施します。また、ランターなどを使って家庭で手軽にできる資源化の方法をPRしていきます。

せん定枝チップ機の貸出

家庭でもせん定枝のリサイクルが行えるよう、せん定枝チップ機を市民へ無料で貸し出します。なお、ご家庭へのチップ機の運搬についても各区の収集事務所において実施します。

リユース食器の普及促進

地域のイベント等において、リユース食器の使用が広まるよう、PRや働きかけを行います。

センターリサイクル



回収拠点：各区の資源循環局収集事務所
受入日：月曜日～土曜日
回収品目：古紙類(新聞・雑誌・その他の紙・段ボール・紙バック)、古着・古布、プラスチック製容器包装など

* 詳細については、収集事務所にお問合せください。

分別の徹底に向けた仕組みづくり

罰則の導入

事業者の多くが分別ルールを守り、ごみの減量効果が現れている一方で、依然として、多くの資源物を含んだごみを本市の焼却工場に搬入する例が見られるため、ルールを守らない事業者を対象とした罰則を導入します。

分別の定着に向けた取組

大規模事業所への指導

大規模事業所から、条例に基づき年1回提出される減量化・資源化等計画書に記載された内容と実際の取組状況等について立入調査を行い、ごみ減量・リサイクルと適正処理の指導を実施します。

業界団体との連携

業界団体等と連携し、説明会等を実施することにより、減量・リサイクルの推進を働きかけます。事業者団体等を通じた働きかけや、事業所への立入調査を強化することにより、事業系ごみの適正処理と分別・リサイクルが徹底されるよう指導・啓発を推進します。

焼却工場での搬入物検査・指導

古紙やびん・缶等の資源物、あるいはプラスチック等の産業廃棄物が焼却工場に搬入されないよう、搬入物のチェックを効果的に実施し、不適正な搬入には、持ち帰りなどの指導を行うとともに、資源化ルートへの誘導等を行います。また、搬入物検査で問題の見受けられた事業所へ立入調査を行い、分別・リサイクルの徹底について指導します。



リユース・リサイクルの推進

小学校等の給食残さのリサイクル

給食残さの減量・リサイクルと環境学習への活用を目的として、生ごみ処理機を設置している小学校で給食残さの堆肥化を行うとともに、処理機のない小学校では、給食残さの回収・飼料化を拡大し、すべての市立小学校と給食を実施している特別支援学校の給食残さのリサイクルに取り組みます。

樹木せん定枝のリサイクル

事業者がせん定した枝を粉碎し生チップとして、その後発酵させ土壌改良剤としてリサイクルし、農地、公園、街路樹等で利用します。また、金沢工場に搬入されるせん定枝の一部を、グリーンコンポスト施設に搬送してリサイクルします。



事業者の自主的な取組の推進

分別優良事業所の認定

分別・リサイクルの取組が優れた事業所を「分別優良事業所（分別三つ星事業所）」や「分別二つ星事業所」として認定します。

G30エコパートナー協定

18年度に終了した「容器包装類等の削減に向けた環境にやさしい取組み行動協定」を「G30エコパートナー協定」に変更し、今までのスーパー・地域生協・百貨店にコンビニエンスストアを加え、レジ袋等の容器包装などの削減を推進するため、市と事業者が協定を結びます。協定を締結した事業者は、自らが定めた目標に取り組むとともに、横浜市は、市の広報媒体を利用し、市民に事業者の取組内容をPRしていきます。

分別優良事業所

(注)分別優良事業所の基準(平成17年度から実施 大規模事業所 が対象)

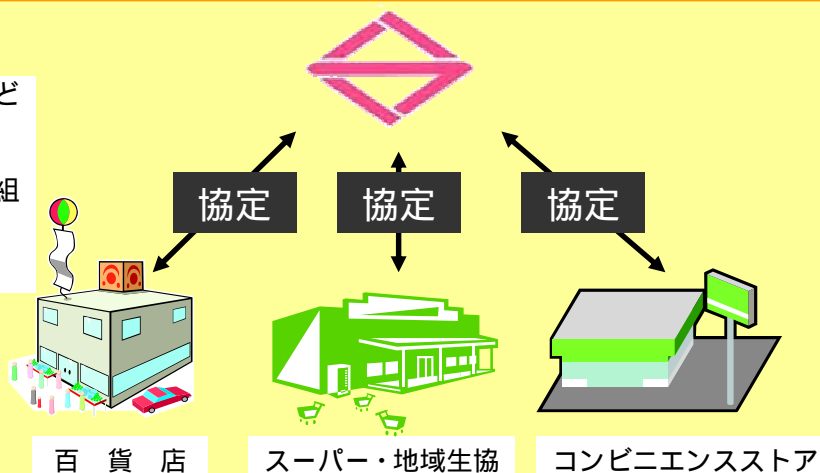
大規模事業所：店舗面積500㎡以上の小売店舗及び、延べ床面積が3,000㎡以上の事業所

「分別の品目が適切」、「分別が徹底されている」、「リサイクルできるものは全てリサイクルしている」事業所を「分別優良事業所(分別三つ星事業所)」として、平成18年度に7つの事業所を認定しました。また、「分別の品目が適切」、「分別が徹底されている」事業所を「分別二つ星事業所」として認定します。

G30エコパートナー協定

協定事業者は、容器包装などの削減を推進

横浜市は、協定事業者の取組を積極的にPR



事業者と連携した取組

地域の商店街、スーパー等と連携し、ごみの減量・リサイクルに関する啓発活動を実施しています。



商店街での啓発イベント



スーパーでのマイバック持参キャンペーン

「ヨコハマはG30」の推進

各地域での啓発活動

各区G30推進本部と収集事務所、地域G30活動委員会、環境事業推進委員等を中心に、各区の地域特性を活かした様々な普及啓発事業を展開します。

分別啓発の推進

自治会・町内会や区G30推進本部、地域活動委員会等の協力を得て、住民説明会やごみ集積場所における早朝啓発、分別されていないごみの取り残しを引き続き実施します。



環境学習の充実

各世代に応じた環境学習

G30をさらに推進するためには、市民一人ひとりが「ごみ・環境」問題について理解を深め、行動することが大切です。環境事業推進委員や環境に関心のある方を対象に、地域の担い手となるG30コーディネーターを育成する講座を開設するなど、幼児から高齢者まで各世代に応じた環境学習を実施する体制づくりを進め、さらなるG30行動へつなげます。

子どもたちへの啓発

G30をさらに推進するためには、将来の横浜を担う子どもたちへの意識づけが重要であるため、小学生G30学習副読本の発行、小中学生ポスターコンクールを実施します。

G30啓発センターの設置

「ひとりからの工場見学の受付」や「様々な機会を捉えた出前講座の実施」などに取り組むとともに、焼却工場をG30啓発の拠点「G30啓発センター（仮称）」として位置づけ、ごみ・環境関連の常設展示やG30講座を開催し、より一層地域と連携したG30の普及啓発・環境学習の推進に取り組みます。



幼稚園でのG30紙芝居



G30学習副読本



収集車を活用した出前講座

一層の成果の実感

情報提供の充実

G30の推進による成果については、これまで、2つの焼却工場の廃止による経費の節減など財政的な効果を市民に情報提供してきましたが、ごみ減量による環境負荷の低減効果や資源物の売却額など、市民の皆さんに身近な成果を積極的に情報提供し、成果を実感していただくことで、さらなるG30行動を促進します。

リサイクル情報の提供

分別に対する理解を深めていただくため、市民の皆さんに分別していただいた資源物がどのようにリサイクルされているかといった情報を分かりやすく提供します。

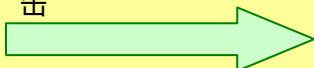
資源物売却収入の地域還元

一生懸命G30に取り組んでいただいている市民の方々や地域に、「やってよかった」と実感していただき、さらなる行動へとつながっていくよう、資源物の売却収入を活用して、分別に協力的な地域等に還元します。(再掲)

このようなものにリサイクルされます



缶



アルミ缶は、アルミ合金となってアルミ缶など、スチール缶は、金属材料として建築資材などに再生利用



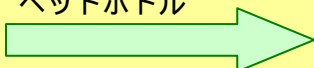
びん



ガラスくず(カレット)となって、新たにびんをつくる材料などとして再生利用



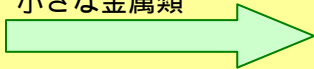
ペットボトル



制服、ワイシャツ、カーペットなどの繊維や箱の中仕切り、文房具、ペットボトルなどに再生利用



小さな金属類



金属材料として、建築資材などに再生利用



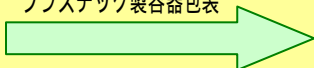
乾電池



水銀、亜鉛、鉄、ニッケルの金属原料として再生利用



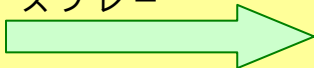
プラスチック製容器包装



プラスチック原料や、油化、高炉還元材、ガス化、コークス炉化学原料化などとして再生利用



スプレー



アルミや鉄などを選別し再生利用



古布



中古衣類として再利用 主に海外に輸出
ウエス(工場等で使われる雑巾)として再生利用
原料の綿などに戻し再生利用 建築用資材、断熱材、クッション材



古紙



古紙パルプとして、紙の原材料として再生利用
(段ボール、ちり紙、雑誌)など

「ヨコハマはG30」の普及啓発の取組

工場見学会

ごみの適正処理について、理解と関心を深めていただくため、焼却工場の見学者を受け入れています。



もったいないフェスタ

「もったいないフェスタ」では、3R（ ）の意味を一言で表した日本独自の言葉「もったいない」を日常生活の中でも意識したライフスタイルの実践を呼びかけています。



各種イベントでのPR

収集車を装飾して、ザよこはまパレード(横浜国際仮装行列)に参加しているほか、様々な地域のイベントなどで「ヨコハマはG30」を積極的にPRしています。



分別の徹底と定着に向けたPR

分別の徹底と定着に向けて、市民の皆さんの理解と協力を得るため、収集事務所が中心となって、住民説明会やイベントでのPRを実施しています。



「3R」～ Reduce(リデュース、廃棄物の発生抑制)、Reuse(リユース、再使用)、Recycle(リサイクル、再生利用)

事務所・工場などの取組

鶴見事務所	ごみと資源の分別をより一層推進するため、地域住民の方々に「ステーションサポーター」となっていていただき、集積場所での美化活動・分別啓発活動を一層進めていただく取組を開始します。平成19年度を初年度として、全ステーションでのサポーター登録を目指していきます。
神奈川事務所	資源物のリサイクルを促進させるため、年間を通して利用できるセンターリサイクル設備を整備するとともに、案内表示の掲出などPRを徹底して行います。
西事務所	分別排出の徹底に向けて、集積場所早朝啓発における区民への分別アドバイスや単身者向けの分別啓発の強化及び事業系ごみの混入を防ぐための啓発活動を実施します。また、局・区と連携したイベントや自治会・学校等のイベントに参加し、分別排出の徹底やG30のPRを推進していきます。
中事務所	昨年度モデル事業として開始した草の肥料化事業を本格実施するとともに、イベント等で区民に肥料を配布し、ごみの減量・リサイクルをPRしていきます。また、小学生を対象に職員手づくりの紙芝居による啓発活動を実施するなど、子どもへの環境学習・普及啓発を推進していきます。
南事務所	不法投棄を防止するために、廃止した集積場所や不法投棄が頻繁に行われる集積場所に、区役所と連携して造花プランターを設置し、再発防止と環境の向上を図ります。
港南事務所	区民が中心となった編集委員会を設置し、区民の視点にたって、ごみの分別について間違いやすい物や聞きたいこと、また疑問に思っていることや家庭での分別アイデアなどを掲載した区民手づくりの分別情報紙を発行します。
保土ヶ谷事務所	マイ箸の普及推進のため、区民まつりのイベントで、キットを使った布製箸袋づくりをNPO団体との協働で実施するとともに、パネル展示等により、外食時等においても使い捨ての割り箸を使用せず、持参したマイ箸を使用するよう啓発を行います。
旭事務所	環境家計簿に各家庭のごみ排出量を記録していただく減量モニターを各地区連合自治会町内会から30人(区全体570人)程度募り、各減量モニターの環境家計簿を基に各地区の減量効果を審査して、減量効果の顕著な地区連合自治会町内会を表彰します。
磯子事務所	分別排出の徹底を図るため、集積場所において環境事業推進委員による排出状況調査を実施し、その調査結果を踏まえ、環境事業推進委員や自治会・町内会長と連携した早朝啓発等を実施します。
金沢事務所	不適正排出が多い小規模住宅や学生寮等での分別を進めるため、戸別訪問や説明会の開催に加え、適正な分別排出を行いやすい環境づくりを目的として、可動式分別ボックスの貸出しを行います。
港北事務所	区内各小学校の4年生による「G30ジュニアサポーター」や環境事業推進委員さわやかママにG30行動を推進していただくとともに、慶応大学の新入学生に、「ごみと資源の分け方・出し方」や「ヨコハマはG30」などのパンフレットを配布し、分別への理解促進を図ります。
緑事務所	平成18年度のごみ量実績が平成17年度実績と比較して増加していることから、G30への理解と分別排出への協力を呼びかける「G30緊急事態チラシ」を作成し、区内全世帯に配布します。
青葉事務所	区民から3R(リデュース、リユース、リサイクル)に関するイラスト・標語等を募集し、区民の目に触れることの多い収集車に掲出するなど、広報活動に活用することにより、区民のG30活動への参加意識を高め、リサイクルからリデュースへの意識の向上を図ります。
都筑事務所	都筑工場の施設見学に来た子どもたちを対象に、工場敷地内にコーナーを設け、収集車の展示や資源物の流れの説明、センターリサイクルの取組等のPRを行います。また、見学にすることができない学校には、学校に向いて出前講座を実施します。
戸塚事務所	適正な分別をより進めるため、不適正排出物に対する啓発として、環境事業推進委員と協働して、ごみ集積場所での早朝啓発指導を行います。

栄 事務所	分別を推進するため、子ども会や老人会等を対象とした分別説明会の開催、各種イベントの実施、資源集団回収やふれあい収集の促進などに取り組みます。また、ラッピング用ボードを装着した収集車を活用して、その時期にあった啓発やPRを行います。
泉 事務所	適正分別を徹底するために、全区民向けに啓発チラシを配布するとともに、集積場所において早朝啓発指導を行います。また、ごみの減量とリサイクル意識の向上を目的に、環境事業推進委員等と協働して、ごみ減量キャンペーンを実施します。
瀬谷 事務所	取り残し等について区民から問い合わせがあった場合、分別への協力を求めるチラシ等を作成し、問い合わせのあった周辺地域に配布します。

鶴見 工場	5月と11月にフリーマーケットや工場見学会、三浦市の物産展などを行う「資源循環フェスタ」を開催します。また、小学校に出向いて、ビデオ上映や「へら星人ミーオ」の着ぐるみを使用したクイズ等を行う啓発授業を行い、小学生の啓発推進員の育成を図ります。
保土ヶ谷 工場	G30の啓発活動として、各収集事務所や区役所と連携して、出前教室や工場自由見学会を開催します。また、収集委託業者の啓発等のために搬入物検査の強化を図るほか、保土ヶ谷工場の長寿命化推進に向けた保全計画の見直しを行います。
旭 工場	工場の敷地内から発生するせん定枝を堆肥化するとともに、工場見学や各種イベントで配布し普及啓発に役立てていきます。また、旭工場の余熱利用施設である老人福祉センター「横浜市福寿荘」で、高齢者の方々に焼却工場のしくみや役割等の普及啓発を行います。
金沢 工場	夏休み期間中に開催する「金沢工場見学会」や花火大会、区民祭りなどのイベントの中で、啓発用機器の展示、啓発パンフレットの配布、G30の進捗状況やリサイクル情報の提供等の広報啓発活動を実施します。
都筑 工場	市民・事業者がごみや環境問題に関心を持ち、問題解決に向けた自主的、自発的な行動の拠点となる「啓発センター」を開設します。啓発センターの開設時には、啓発用展示物の充実を図るとともに、工場の見学会などを開催します。

北部 事務所	市民の安全・安心の確保を図るため、収集車を現場等における不法投棄の通報、市民が困った状況における対応等の「市民生活見守り車」として位置づけ、各車両にステッカーを貼り収集作業を行います。
資源 開発室	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ組成調査の結果をわかりやすくホームページで公表します。 ・G30の推進による環境負荷低減効果について、LCA（ライフサイクルアセスメント）の考え方による試算結果をわかりやすくホームページで公表します。
車両課	「ザよこはまパレード（横浜国際仮装行列）」に、大型コンテナ車をベースとしたフロートを作って参加し、G30のPRを行います。また、ハイブリッドごみ収集車を43台導入します。

市役所ごみゼロの推進

市役所ごみゼロの仕組みづくり

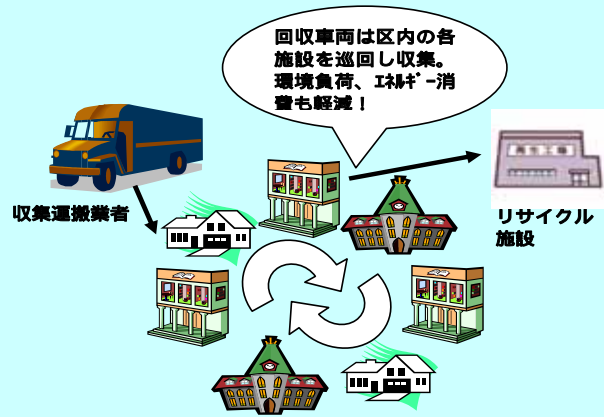
横浜市役所も一事業者としての責任を果たすため、市役所ごみゼロの仕組みをつくり、職員全員が減量とリサイクルの目的とルールを正しく理解し、G30行動を実践します。また、分別の徹底と定着を図るため、資源循環局の職員が巡回指導を行います。

全施設で分別品目を拡大

市の事務所・事業所・施設等の全施設において、ごみの分別（18分別）に取り組みます。

ルート回収の拡大

今年度から市立学校・区庁舎がルート回収に参加し、市内を7ブロックに分けて効率的に回収を行います。また、紙類の売払いの仕組みを構築します。



資源循環局の取組の推進

資源循環局の執務室内に分別ボックス、生ごみ処理機を設置し、ごみの減量・リサイクルに率先して取り組んでいきます。

「市役所ごみゼロ」のしくみ

PLAN 方針

ごみの分別拡大と減量リサイクルの仕組みづくり
市の全施設で実施
平成19年度は、リサイクル率を90%に

Do 職員一人ひとりが行動

発生抑制
分別ルールに沿った行動
リサイクルの仕組みが確実に機能

Check 確認

ごみゼロ推進委員（Gメン530）
を中心に区局ごとの分別状況の点検やごみ量の計量を実施
区局ごとのリサイクル率やごみ量を公表

Action 見直し

実施方法・スケジュールの見直し
点検に基づく改善策の検討

ごみの適正処理

安全・安定な処理・処分体制の確保

焼却工場の整備・補修

工場の安定した運転を確保するため、焼却設備の整備・補修を行います。また、工場の延命化を図るため、保土ヶ谷工場の老朽化した焼却設備の大規模補修を行います。

最終処分場の整備

- ・ 神明台処分地第7次3期埋立地の平成20年度の開設に向け、年度内に工事を完了します。
- ・ 南本牧ふ頭第5ブロック内に新規処分場を整備するため、地盤改良工事に着手します。



南本牧廃棄物最終処分場

環境保全対策

- ・ 5つの焼却工場において、ごみの安定した焼却処理や最新の技術を導入した排ガス処理を実施し、ダイオキシン類などの有害物質の発生を抑制します。さらに、工場排水においても、浄化処理を行い、工場周辺の環境に影響を与えないように環境保全対策を推進します。また、工場の効率的運営を推進することにより、経費の削減と売電収益の確保に努めます。
- ・ 2つの最終処分場において、飛散防止や臭気対策、処分場内の浸出水の高度処理、さらに、定期的な大気、放流水、土壌について環境調査を実施するなど、処分場周辺の環境に影響を与えないように環境保全対策を推進します。

廃止工場の跡利用

廃止した栄工場・港南工場は、昨年度に引き続き、焼却設備の撤去工事を行います。なお、焼却設備撤去後の建屋及び敷地部分は、資源物のストックヤードとして有効利用していきます。



廃止した栄工場

焼却灰の有効活用

焼却灰等の資源化

鶴見工場の焼却灰の一部及び旭工場の飛灰をセメント原料化するとともに、今年度、新たに旭工場の焼却灰セメント原料化と金沢工場から発生する溶融飛灰の資源化を実施します。

PFI手法を用いた資源化

長期に安定したセメント原料化処理を行うため、PFI手法を用いた前処理施設の建設及び民間のセメント工場での資源化の実施に向けた手続を進めます。

溶融スラグの有効利用

金沢工場溶融施設で製造した溶融スラグを、道路路盤材として有効利用します。

適正処理の推進

排出事業者・処理業者指導

減量化・資源化、適正処理を推進するため、排出事業者と処理施設への立入調査等や処理業等の許可申請に対する審査を実施するとともに、優良業者の育成などに取り組みます。



不適正処理の監視・指導強化

収集事務所に設置した産業廃棄物を含めたごみの「相談窓口」などに寄せられた不適正処理事案に対し、専従機動班等により、迅速な対応を図るとともに、継続中の事案について解決を目指します。

ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策として、民間廃棄物焼却施設から排出される焼却灰、ばいじんや最終処分場から排出される放流水の適正処理を指導します。

アスベスト廃棄物の適正処理

- ・ アスベスト廃棄物により生活環境に支障が生じないよう、排出事業者、処理事業者への適正処理指導・啓発及び分析調査などを実施します。
- ・ 「建築物の解体工事に係る指導要綱」により、建設リサイクル法では対象外となっている床面積の合計が80㎡未満の建築物の解体工事についても、建設リサイクル法と同様に分別解体及びアスベスト含有建材の適正処理の指導を引き続き行っていきます。

PCB廃棄物の適正処理

市内のPCB廃棄物は、「東京PCB廃棄物処理施設」(1都3県のPCB広域処理施設)で今年度から順次処理されますが、処理が行われるまでの間、適正に保管、管理するよう指導します。また、適正な保管が困難な事業者等のPCB廃棄物については、優先して処理されるよう関係機関と調整を進めます。

戸塚区品濃町の産業廃棄物処分場問題への対応

市民の生活環境を守るため、行政代執行の手続きに着手しており、産廃特措法に基づく国の財政的支援を得るため、実施計画書を策定するとともに、支障除去に向けた工事の実施設計に着手します。また、産業廃棄物処理事業者及び排出事業者等への徹底した責任追及・行政代執行費用求償を進めます。

再資源化の推進

自動車リサイクル法への対応

自動車リサイクル法に基づく使用済自動車に関する引取業や解体業、破砕業の登録・許可事務等を通じて、再資源化及び適正処理を推進します。

建設リサイクル法への対応

建設リサイクル法に基づき、建物の分別解体により建設系廃棄物の再資源化を進めます。

重点推進施策 3 業務の改善

市民サービスアップ

家庭ごみ収集のサービスアップ

家庭ごみふれあい収集事業

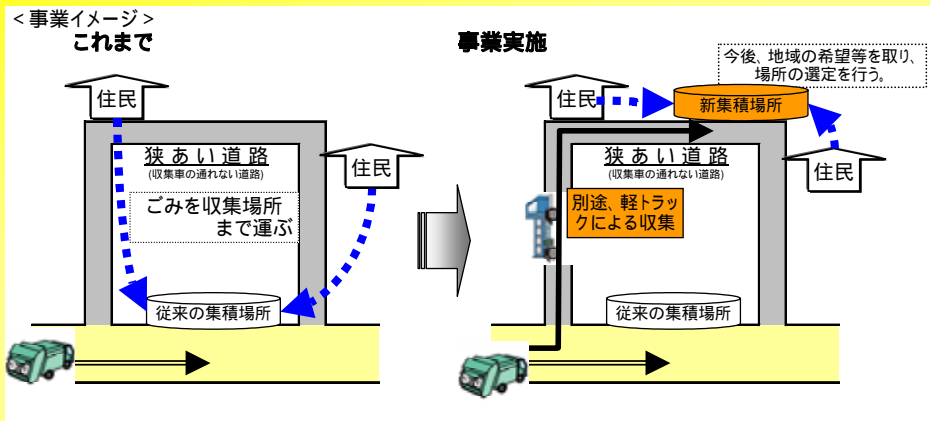
集積場所への家庭ごみの持ち出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害のある方を対象として、収集事務所が窓口となり、小中学生を中心としたボランティアの協力を得ながら、家の玄関先まで家庭ごみを取りに行く「ふれあい収集」を引き続き実施します。



狭路収集事業

道路が狭く、ごみ収集車が通行することができないため、集積場所が自宅近くに設けられなかった場合等ごみや資源物の持ち出しが不便になっている地域を対象として、軽トラックによる収集を行う「狭路収集事業」を引き続き実施します。

狭路収集のイメージ



地域社会等への貢献

救急救命技術の取得・向上

すべての収集職員が救命技術を習得し、収集作業中に事故や急病に遭遇した場合に、応急手当を行える体制を維持するとともに、技術の向上を図ります。



地域防犯への取組

収集車から防犯の呼びかけを行うとともに、不審者については迅速に警察への通報を行うなど、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に貢献できるよう取り組みます。

収集車の低公害化

収集運搬における環境負荷の低減を図るため、収集車両等に「ハイブリッド車」など低公害車の導入を拡大します。



災害対策

簡易式トイレパックの備蓄量を増やします。

市民の皆さんのイザ、に貢献！ 収集職員が救急救命技術をマスターします

収集職員は、安心して暮らせる市民生活のために、少しでもお役に立てるようにと、救急救命技術を学んでいます。これは「ごみ収集作業中に住民の事故や急病に遭遇した場合、応急手当をすることができないだろうか」との資源循環局の現場の収集職員からの提案が実現したものです。

平成 16 年 2 月から、救急救命技術をマスターするために、安全管理局及び横浜市防災指導協会の協力を得て、「普通救命講習会」を実施しています。

また、救急救命の取組をさらに充実させるため、平成 18 年度に金沢事務所の収集車 30 台に A E D (自動体外式除細動器) を搭載しました。

市長表彰

異物を喉に詰まらせ呼吸困難となっている近所の男児に対し、異物除去・人工呼吸等の救命措置を行い、尊い人命を救助しました。



AED 搭載車出発式

神奈川県警察との間で「地域安全に関する協定」を締結しています

平成 15 年 11 月 20 日に、神奈川県警察との間で「地域安全に関する協定」を締結しました。

この協定では、地域住民の皆さんが安全で安心して暮らせるように、市内をくまなく走行している収集車に防犯をアピールするステッカーを掲示するとともに、収集車から防犯広報を放送して、市民の皆さんの防犯意識の向上や犯罪防止に役立っています。さらに、作業中に発見した犯罪関連情報を警察に通報するなど、犯罪捜査に協力します。

鶴見警察署長表彰

収集作業中、包丁を所持し路上に灯油のような液体をまいている男を取り押さえ、犯罪防止に貢献しました。



きれいなまちづくり

路上喫煙対策

条例を一部改正して、特に人通りの多い駅周辺の地域を指定し、路上等における喫煙を禁止するとともに、違反者に対する罰則を導入します。

(横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例(ポイ捨て防止条例))

クリーンタウン横浜事業

きれいなまちづくりを進めるため、キャンペーン、ポスター等による啓発を行うとともに、美化推進員によるポイ捨て防止や歩行禁煙の啓発指導及び都心部や各区美化推進重点地区等での美化活動を推進します。



放置自動車対策

「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車の発生を防止するとともに、廃物認定前に一時移動を行うなど、迅速な撤去・処理を行います。

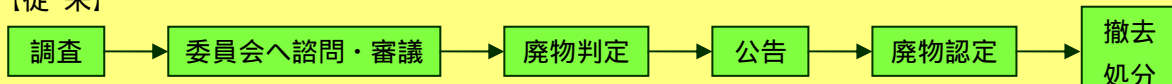
放置自動車の迅速な撤去にむけて

放置自動車の撤去には、廃物判定委員会への諮問等、一定の手続きを経る必要がありますが、平成16年12月に条例を改正し、「ナンバープレートがなく、車台番号が削られている車両」等、本来の用に供することが困難な状態であると認める車両については、手続きの一部を省略することができることとしました。

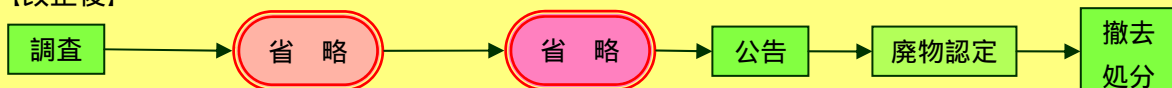
また、市内2か所に放置自動車の一時保管場所を整備し、廃物認定前であっても一時移動できるようにしました。

ナンバープレート・車台番号が削られた放置自動車の処理フロー

【従来】



【改正後】



不法投棄対策

関係機関との連携

生活環境の保全及び地域の美化を推進するため、各区に設置した「不法投棄防止対策会議」において、警察や市等の関係機関が一体となって不法投棄の防止対策と投棄物の早期処理等を実施します。

リサイクルの推進

不法投棄された家電5品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)を家電リサイクル法に基づきリサイクル処理します。また、パソコンについても、資源有効利用促進法の趣旨に沿ってリサイクル処理します。

効率化の推進

民間委託の推進

家庭ごみ収集運搬業務

家庭ごみの収集運搬業務の効率化を図るため、西区と中区に加え、新たに栄区で民間委託を実施します。

中継輸送業務

家庭ごみを効率的に焼却工場まで輸送するための中継施設である輸送事務所について、神奈川輸送事務所、戸塚輸送事務所、神明台輸送事務所の運営管理業務を委託します。

粗大ごみ受付・収集運搬業務

粗大ごみの受付及び収集運搬業務を委託します。

公衆トイレ日常清掃業務

公衆トイレ日常清掃の効率化を図るため、民間委託をさらに拡大（45か所 70か所）します。

財源の確保

余剰電力の売却

発電効率の高い工場の焼却割合を増やすなど、売電電力量の増加を図ることや競争入札による売却により、売電収益のより一層の確保に努めます。

資源物の売却

- ・ 古紙やアルミ缶などの資源物の売却収入の拡大に取り組みます。
- ・ 国内でのリサイクルを条件とする「横浜方式」によるペットボトルの売却を拡大します。
(再掲)

広告収入の確保

市民向けの広報誌やホームページなどへの広告掲載に、より積極的に取り組みます。

風通しの良い組織風土づくり

「積小為大」の仕組みづくり

小さな気付き、提案、改善の積み重ねを市民サービスの向上等につなげるために、各職員からの提案を受け付ける「G30ホットライン」を設置するなど、職員からの様々なアイデアが活用される仕組みづくりを進めるとともに、オフサイトミーティングの実施などにより、自由闊達な意見交換を実施します。



基本は現場

現場主義の徹底

資源循環局の全職員が、常に現場の視点をもって職務に取り組むとともに、改善事例等のデータベース化を進めるなど、現場で培われた技術・技能の伝承に取り組めます。

総力を挙げた取組

G30をより一層推進するため、収集事務所などの現場職員だけでなく、すべての職員の総力を挙げて、住民説明会や早朝啓発、搬入物検査等に取り組めます。

組織目標・情報の共有

情報や成果の共有

普及啓発の成功事例や各職場の活動の成果などを情報共有する仕組みづくりを進めます。

せきしょうたい
積小為大

大事を為さんと欲せば、小成ることを怠らず勤むべし。小積もりて大となればなり。
(二宮金次郎)

大事を為そうと考えたら、小さな事を怠らず励まなければならない。小が積もって大となる。

みんなで取り組む「150万本植樹行動」～資源循環局の取組～

資源循環局は、行動計画を策定し、工場や処分地等での植樹のほか、市民向けイベントや事業者説明会において「150万本植樹行動宣言」のリーフレットの配布といった普及啓発活動を実施するなど、「150万本植樹行動」に積極的に取り組めます。



環境行動都市へ向け ハマッ子が行動します！

ヨコハマは

ジー サンジュウ

G30

■ G30とは？

Gomi-----ごみ

Genryou----減量

30-----ごみ削減
目標 30%

■ G30と書いて
「ごみゼロ」とも読めます。



横浜市資源循環局資源政策課

電話 : 045-671-2503

FAX : 045-641-1807

Mail : sj-seisaku@city.yokohama.jp

